

障害福祉サービス事業者等
指定申請の手引き
V o 1.3

障害福祉サービス、障害児通所支援、
一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援

令和2年1月

札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 事業者指定担当係

TEL：011-211-2938

FAX：011-218-5181

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/1tebiki.html>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定
> 1.指定申請、変更等の手引き

障害福祉サービス事業等申請者 各位

日頃から札幌市障がい福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

介護給付費又は訓練等給付費等の支給を受けようとする利用者に障害福祉サービス等を提供する事業者は、障害者総合支援法第36条第1項等の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（指定都市又は中核市）の指定を受ける必要があります。

この手引きは、札幌市で障害福祉サービス事業等を行うに当たり、事業者の指定を受けるために必要な要件や手続き方法を説明したものです。この手引きをよくお読みいただき、適正な手続きを行うようご活用ください。

なお、指定後の指定の内容に係る事項や、介護給付費等算定に係る体制等に関する事項に変更があったときは、「障害福祉サービス事業者等指定に係る変更等の手引き」をご確認ください。

ご不明な点は、札幌市障がい福祉課までお問い合わせください。

札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 事業者指定担当係

指定申請の手引き（障害福祉サービス等）

目次

一 サービス概要	1
1 障害福祉サービス等の提供のしくみ	1
2 サービスの対象者及び障害支援区分の関係	2
3 障害福祉サービスの種類及び内容	4
(1) 訪問系	4
(2) 日中活動系	4
(3) 居住系	5
4 障害児通所支援及び障害児入所施設の種類及び内容	6
(1) 障害児通所支援	6
(2) 障害児入所施設	7
5 相談支援の種類及び内容	7
(1) 一般相談支援	7
(2) 特定相談支援	7
(3) 障害児相談支援	7
二 指定申請について	8
1 指定要件等の概要	8
2 指定申請手続きの流れ	9
3 主な法令、告示、通知等	13
(1) 指定基準省令、最低基準、解釈通知、報酬告示及び留意事項通知	13
(2) 関係告示	16
(3) 関係通知	16
三 指定に関する基準等	18
1 用語の定義等	18
(1) 用語の定義	18
(2) 常勤換算の計算方法	21
(3) 利用者の数について	22
(4) 障がい児の数について	22
2 常勤、非常勤、専従及び兼務の考え方	23
3 人員基準及び設備基準の概要	25
(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	25
(2) 療養介護	29
(3) 生活介護	30
(4) 短期入所	33
(5) 重度障害者等包括支援	36
(6) 自立訓練（機能訓練）	37
(7) 自立訓練（生活訓練）	40

(8) 就労移行支援	43
(一般型)	43
(資格取得型)	44
(9) 就労継続支援A型及び就労継続支援B型	45
(10) 就労定着支援	46
(11) 自立生活援助	47
(12) 共同生活援助	48
(13) 児童発達支援	53
(14) 医療型児童発達支援	58
(15) 放課後等デイサービス	59
(16) 居宅訪問型児童発達支援	62
(17) 保育所等訪問支援	63
(18) 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援及び障害児相談支援	64
4 事業者指定の単位等	66
(1) 事業者指定の単位	66
(2) 従たる事業所	66
(3) 出張所等	67
(4) 多機能型事業所	67
(5) 同一法人による複数の事業所の取扱い	67
5 職種について	68
(1) 管理者	68
(2) サービス提供責任者	69
(3) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者	70
(4) 相談支援専門員	72
(5) 児童指導員	72
(6) 社会福祉主事任用資格者	73
6 他法令の遵守について	75
四 指定後の届出について	78
1 変更届	78
2 廃止・休止・再開届	78
3 報酬算定等に係る体制等届出書	79
4 業務管理体制整備に関する届出	79
5 更新申請	79
6 福祉・介護職員処遇改善（特別）等計画書	79
7 福祉・介護職員処遇改善（特別）等加算実績報告書	80
8 工賃実績報告書	80
五 指導・監査	80
六 関連ホームページ	80
七 別添資料	

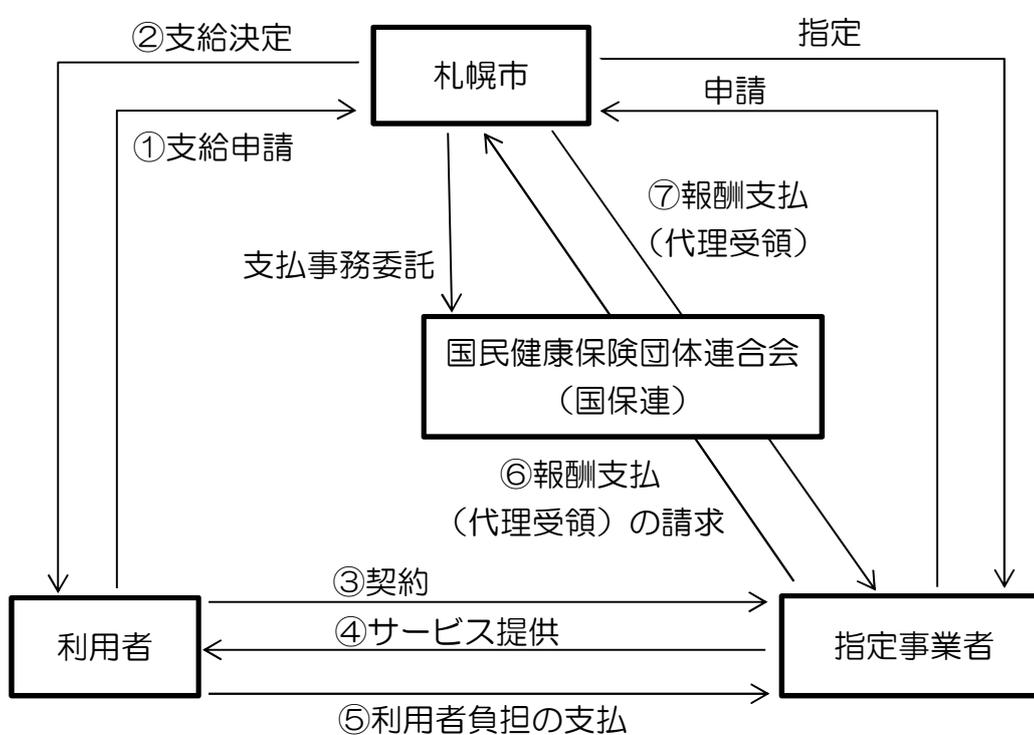
一 サービス概要

1 障害福祉サービス等の提供のしくみ

障害福祉サービス等を利用する方は、市町村からサービスを利用するための費用として、介護給付費又は訓練等給付費等を受けることができます。

市町村はその給付費を障害福祉サービス等を利用する方に代わり、サービスを提供する事業者を支払うことができます。

市町村からサービス事業者が報酬を受けるためには、指定事業者としての基準を満たして都道府県知事（指定都市又は中核市）の指定を受ける必要があります。



2 サービスの対象者及び障害支援区分の関係

	身体	知的	精神	難病	児童	障害支援区分						備考	
						1	2	3	4	5	6		
障害福祉サービス／介護給付費													
居宅介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
重度訪問介護	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	
同行援護	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	視覚障がいのみ対象
行動援護	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	身体障がい児を除く
療養介護	○	△	×	○	×	△	△	△	△	○	○	○	
生活介護	○	○	○	○	×	△	△	○	○	○	○	○	50歳以上は区分2も○
短期入所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
重度障害者等包括支援	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	
施設入所支援	○	○	○	○	×	△	△	△	○	○	○	○	50歳以上は区分3も○
障害福祉サービス／訓練等給付費													
共同生活援助	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	
機能訓練	○	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-	
生活訓練	○	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-	
宿泊型自立訓練	○	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-	
就労移行支援	○	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-	満65歳未満であること
就労継続支援A型	○	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-	満65歳未満であること
就労継続支援B型	○	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-	
就労定着支援	○	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-	
自立生活援助	○	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-	

	身体	知的	精神	難病	児童	障害支援区分						備考	
						1	2	3	4	5	6		
障害児通所支援／障害児通所給付費													
児童発達支援	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
医療型児童発達支援	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
放課後等デイサービス	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
居宅訪問型児童発達支援	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
保育所等訪問支援	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
障害児入所施設／障害児入所給付費													
福祉型障害児入所施設	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
医療型障害児入所施設	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
一般相談支援／地域相談支援給付費													
地域移行支援	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	
地域定着支援	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	
特定相談支援／計画相談支援給付費													
計画相談支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害児通所支援及び障害児入所施設を除く
障害児相談支援／障害児相談支援給付費													
障害児相談支援	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	障害児通所支援及び障害児入所施設のみ対象

3 障害福祉サービスの種類及び内容

(1) 訪問系

種類	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で生活している障がいのある方に対し、日常生活に必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ、食事等の身体介護 ・調理、洗濯、掃除等の家事援助 ・通院の介助等
重度訪問介護	居宅で生活している重度の肢体不自由のある方、重度の知的に障がいのある方又は重度の精神に障がいのある方に対し、総合的な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ、食事等の身体介護 ・調理、洗濯、掃除等の家事援助 ・外出時の移動支援等
同行援護	居宅で生活している視覚に障がいのある方に対し、必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・移動時及びそれに伴う外出先の必要な支援
行動援護	居宅で生活している知的に障がいのある方又は精神に障がいのある方に対し、必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・行動するときの危険を回避するための必要な支援
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	障がいのある方を一時的に施設でお世話します。 <ul style="list-style-type: none"> ・病気、出産、事故等のために一時的に家庭で介護できない場合 ・介護疲れを癒す場合

(2) 日中活動系

種類	内容
生活介護	常時介護等を必要とする障がいのある方に対し、必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ、食事の介護等の提供 ・生活等に関する相談、助言その他必要な日常生活の支援 ・創作的活動又は生産活動の機会の提供 ・身体機能又は生活能力の向上のための必要な支援
自立訓練 (機能訓練)	障がいのある方に対し、必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション ・生活等に関する相談、助言その他必要な日常生活の支援

種類	内容
自立訓練 (生活訓練)	障がいのある方に対し、必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 入浴、排せつ、食事等に関する必要な訓練 生活等に関する相談、助言その他必要な日常生活の支援
就労移行支援 (養成施設)	<ul style="list-style-type: none"> あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の知識や技術の習得 求職活動に関する支援 適性に合った職場の開拓 就職後における職場への定着のための必要な相談
就労移行支援 (養成施設以外)	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供 就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練 求職活動に関する支援 適性に合った職場の開拓 就職後における職場への定着のための必要な相談
就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約等に基づく就労の機会の提供 生産活動その他の活動の機会の提供 就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練
就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動その他の活動の機会の提供 就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練
就労定着支援	雇用された障がいのある方に対し、就労の継続を図るための必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整 就労することに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言

(3) 居住系

種類	内容
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に対し、必要な日常生活の支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 入浴、排せつ、食事等の介護 生活等に関する相談及び助言
療養介護	医療機関で身体に障がいのある方又は重症心身障がい者の方に対し、支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練、療養上の管理、看護及び介護 日常生活の支援
共同生活援助 (グループホーム)	共同住居で障がいのある方に対し、日常生活上の援助を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 相談、入浴、排せつ又は食事の介護

種類	内容
宿泊型自立訓練	障がいのある方に対し、必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・居室その他の設備の提供 ・家事等の日常生活能力を向上するための支援 ・生活等に関する相談及び助言
自立生活援助	一人暮らしを希望する障がいのある方などに対し、必要な援助を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な居宅訪問、随時の対応等により、日常生活における課題の把握 ・必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等

4 障害児通所支援及び障害児入所施設の種類及び内容

(1) 障害児通所支援

種類	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活の支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な動作の指導 ・知識技能の付与 ・集団生活への適応訓練
医療型児童発達支援	未就学で肢体不自由のある障がい児に対し、日常生活の支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な動作の指導 ・知識技能の付与 ・理学療法等の機能訓練
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活能力の向上のための必要な訓練 ・社会との交流の促進
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活の支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な動作の指導 ・知識技能の付与 ・集団生活への適応訓練
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対し、必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援

(2) 障害児入所施設

種類	内容
福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を目的とした児童福祉施設です。
医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を目的とした児童福祉施設です。

5 相談支援の種類及び内容

(1) 一般相談支援

種類	内容
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、矯正施設等に入所又は入院している障がいのある方に対し、必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none">・ 地域生活に移行するための相談・ 住居確保のための支援
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをする障がいのある方等に対し、必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時の連絡体制の確保・ 緊急時の相談

(2) 特定相談支援

種類	内容
計画相談支援	障がいのある方の自立した生活を支え、適切なサービス利用に向けてきめ細やかな支援を行います。 <ul style="list-style-type: none">・ サービス等利用計画の作成・ 一定期間ごとに利用状況の検証（モニタリング）

(3) 障害児相談支援

種類	内容
障害児相談支援	障がいのある児童の心身の状況や環境等を考慮し、適切なサービス利用に向けてきめ細やかな支援を行います。 <ul style="list-style-type: none">・ 障害児支援利用計画の作成・ 一定期間ごとに利用状況の検証（モニタリング）

二 指定申請について

1 指定要件等の概要

(1) 指定の要件

- 法人であること。
- 申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、札幌市の条例で定める基準を満たしていること。
- 申請者が札幌市の条例で定める事業の設備及び運営に関する基準を満たしていること。
- 欠格要件（誓約書の内容）に該当しないこと。
- 事業の運営に当たり、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(2) 指定基準

- 指定を受けるためには、サービスごとに定められている以下の指定基準を満たす必要があります。
- 指定後も指定基準を満たす必要があります。

人員基準	従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準
設備基準	事業所に必要な設備等に関する基準
運営基準	サービス提供に当たって、事業所が行なわなければならない事項や留意すべき事項等事業を実施する上で求められる運営上の基準

※人員基準及び設備基準の概要はP25～P64をご確認ください。

※詳細はP13の「指定基準省令及び解釈通知」をご確認ください。

(3) 最低基準

以下のサービス及び施設は事業を行うに当たり、管理者の資格要件、定員規模、最低限必要な設備及び運営に関する基準を満たす必要があります。

- 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）
- 障害者支援施設
- 障害児入所施設及び児童発達支援センター

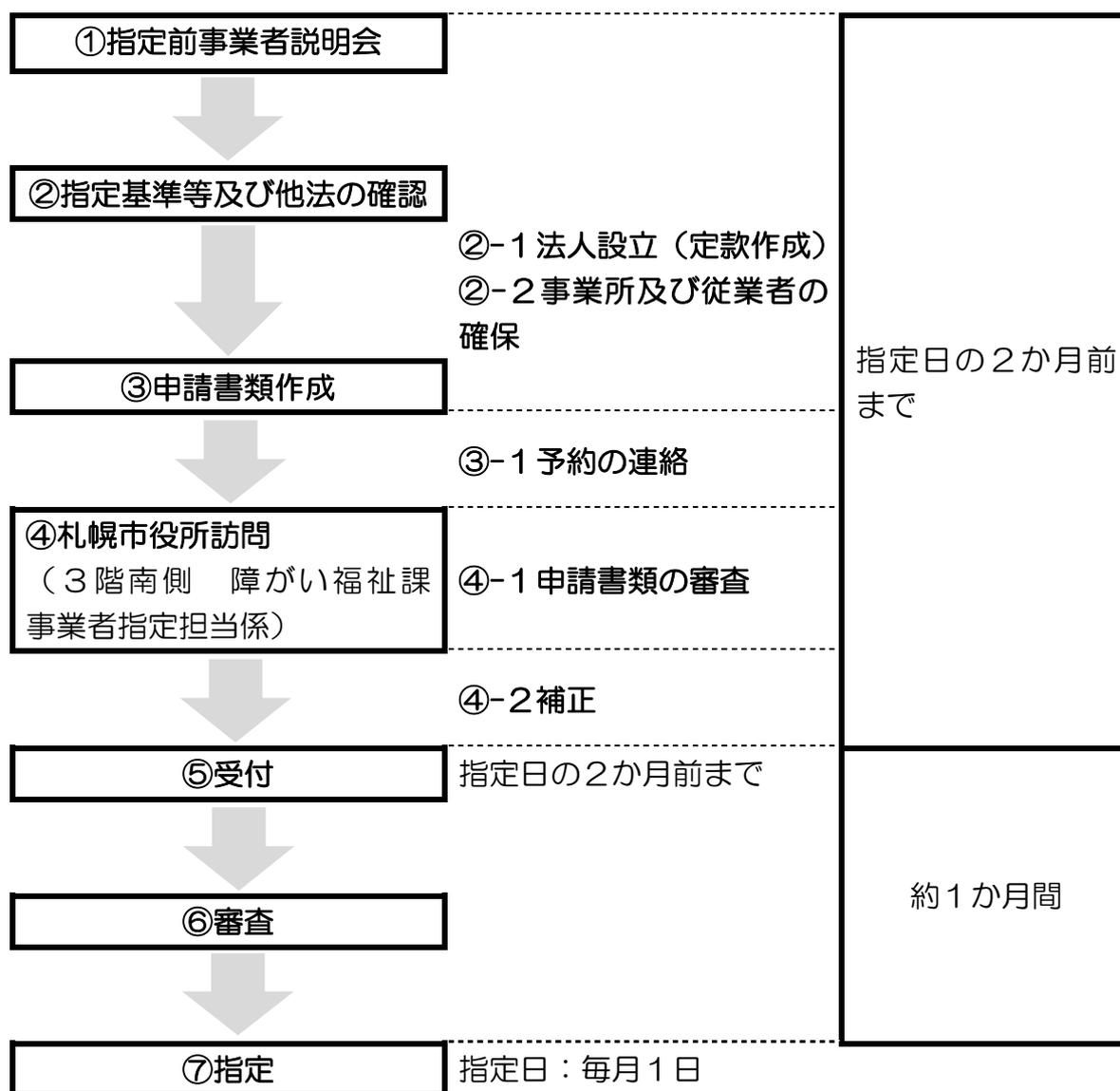
※詳細はP13の「最低基準」をご確認ください。

(4) 報酬算定基準

- 報酬を受けるためには、サービスごとに定められている算定基準を満たす必要があります。

※詳細はP13の「報酬告示及び留意事項通知」をご確認ください。

2 指定申請手続きの流れ



① 指定前事業者説明会

- 平成29年6月から新規参入事業者に対して、指定申請の手引きを基に説明会を実施しています。
- 説明会の出席は任意です。

② 指定基準等及び他法の確認

指定の要件、指定基準、最低基準、報酬算定基準及び他法（消防法、建築基準法等）をご確認ください。

②-1 法人設立（定款作成）

定款の目的にはサービスに応じて障害福祉サービス等の事業を行うための記載が必要となりますので、以下の記載例をご参照ください。

サービス	定款の記載例
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
地域移行支援、地域定着支援	障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
計画相談支援	障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
障害児相談支援	児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

②-2 事業所及び従業員の確保

事業所を賃貸で確保する場合は、法人名義でご契約ください。

③ 申請書類作成

- 指定申請に必要な書類は以下のとおりです（サービス別は資料1）。

書類の種類	備考
提出書類チェック表	提出する書類一覧のチェック表です。
指定申請書	事業ごとに作成する必要があります。
付表	サービスごとに作成する必要があります。
運営規程	事業所ごとに事業の運営についての重要事項を定める必要があります（資料2）。
添付資料、参考資料	参考資料は様式があります。
事業開始届	事業ごとに作成する必要があります。
報酬算定等に係る体制等届出書（体制届）	加算を算定しない場合も必要となります。

- 紙製のA4版フラットファイルに綴ってください。
- フラットファイルに表紙や背表紙は付けしないでください。
- 書類の届出日は作成日又は申請日をご記入ください。
- 申請書類は正本（市役所提出用）及び副本（事業者保管用）をそれぞれ1部ずつご用意ください。

- 複数サービスの指定申請を同時に行う場合、サービスごとに申請書類を作成する必要はありません。事業ごとに申請書類を作成してください。

(例) 下記の場合、申請書類を1つにまとめて構いません。

(申請書類) 居宅介護 重度訪問介護	(申請書類) 児童発達支援 放課後等デイサービス	(申請書類) 計画相談支援 障害児相談支援
--------------------------	--------------------------------	-----------------------------

③-1 予約の連絡

- 指定申請は事前の予約が必要です。
- 予約がない場合は対応できないことがあります。
- 対応時間帯は10時～11時、11時～12時、13時30分～14時30分及び15時～16時です。
- 予約連絡の際は、HPに掲載している「予約票」を使って、法人（又は事業所）、来庁者、申請するサービス、連絡先等をメール又はFAXでお知らせください。
- 月末は予約で込み合うことが多いため、余裕をもって申請していただきますよう、お願いいたします。
- ご質問がある場合は、HPに掲載している「質問票」を使って、メール又はFAXでご質問ください。

④ 札幌市役所訪問

- 席の都合上、来庁人数は2人まででお願いします。
- 駐車場がありますが、台数に限りがあり駐車までに1時間ほどかかる場合がありますので、公共交通機関等をご利用ください。

④-1 申請書類の審査

- 窓口で1時間ほど申請書類を審査します。
- 窓口は通路に面しているため、夏季は涼しい服装、冬季は暖かい服装でご来庁ください。

④-2 補正

- 申請書類に不足や不備がある場合は、受付できませんので補正後に再度来庁する必要があります。
- ※平均2～3回ほど再度来庁が必要な場合があります。

⑤ 受付

申請書類に不足や不備がないことを確認した上で受付します。

⑥ 審査

審査期間は1か月間となります。

⑦ 指定

- 従来、月の途中の日付を指定日とすることができましたが、平成29年8月から指定日は1日となります。
- 事業所番号等を記載した指定通知書は、指定月の前月末ころ事業所に郵送します。
- 札幌市障害福祉サービス事業所等空き情報ホームページ（元気さーち）のIDやパスワードを同封します。
- 指定後、独立行政法人福祉医療機構から障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET（ワムネット））への登録依頼のメールが届きますので、メールの内容に従って登録を行ってください。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfo/pub/jigyo/>

3 主な法令、告示、通知等

(1) 指定基準省令、最低基準、解釈通知、報酬告示及び留意事項通知

	法律 条例	指定基準省令	最低基準	解釈通知	報酬告示	留意事項通知
障害福祉サービス	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号)	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)	○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第174号)	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
障害者支援施設	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年10月3日条例第43号)	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)	○障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第177号)	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)		

	法律 条例	指定基準省令	最低基準	解釈通知	報酬告示	留意事項通知
障害児通所支援	○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） ○札幌市児童福祉法施行条例（平成24年12月13日条例第62号）	○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）	○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）	○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）	○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）
		○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）	○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）	○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）	○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）	
障害児入所施設		○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）		○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）		

	法律 条例	指定基準省令	解釈通知	報酬告示	留意事項通知
一般相談支援	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号）	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号）	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスの要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
特定相談支援	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年10月3日条例第43号）	○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）	○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号）	○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第125号）	
障害児相談支援	○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） ○札幌市児童福祉法施行条例（平成24年12月13日条例第62号）	○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）	○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）	○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）	○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

(2) 関係告示

【サービス提供者】
○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）
○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号）（資料 5）
○指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 225 号）（資料 8）
○指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 226 号）（資料 8）
○指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 227 号）（資料 8）
○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号）（資料 6）
【日常生活費等】
○食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 545 号）
○食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 231 号）

(3) 関係通知

【総則】
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について（平成 23 年 10 月 7 日障発 1007 第 1 号）
○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について（平成 25 年 11 月 22 日障発 1122 第 1 号）
【資格・研修等】
○居宅介護職員初任者研修等について（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号）
○障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について（平成 13 年 6 月 20 日障発第 263 号）
○指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（抄）（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号）別添 2
○サービス管理責任者研修事業の実施について（平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号）
○相談支援従事者研修事業の実施について（平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号）

【日常生活費】
○障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号）
○障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 31 号）
【就労支援】
○就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平成 18 年 10 月 2 日障発第 1002003 号）
○就労移行支援、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成 19 年 4 月 2 日障発第 0402001 号）
【処遇改善】
○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 5 号）

三 指定に関する基準等

1 用語の定義等

(1) 用語の定義

人員基準で使われる用語の定義については、以下のとおりです。

用語	定義
常勤換算方法 ※P21の「 <u>常勤換算の計算方法</u> 」をご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の従業員の勤務延べ時間数を、常勤の従業員が勤務すべき時間数（下限が32時間）で除することにより、事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法 勤務延べ時間数は、サービスに従事する勤務時間の延べ時間数
勤務延べ時間数	<ul style="list-style-type: none"> 勤務表上、サービスの提供に従事する時間又はサービス提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として就業規則等で明確に位置付けられている時間の合計数 従業員1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、常勤の従業員が勤務すべき勤務時間数が上限
常勤	<ul style="list-style-type: none"> 事業所における勤務時間が、就業規則等で定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（下限が32時間）に達していること 育児、介護休業法の所定労働時間の短縮措置対象者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能 事業所に併設される事業所の職務であって、事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>例)生活介護事業所と就労継続支援B型事業所が併設されている場合、それぞれの管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たす</p> </div>

用語	定義
専ら従事する、専ら提供に当たる、専従	<ul style="list-style-type: none"> •原則として、サービス提供時間帯を通じてサービス以外の職務に従事しないこと •サービス提供時間帯とは、従業者の事業所における勤務時間（サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間） •従業者の常勤、非常勤の別を問わない
<p>利用者の数 （前年度（4／1～翌年3／31）の平均値）</p> <p>人員基準の員数及び報酬算定要件を算定する際に用いる</p> <p>※P22の「利用者の数について」をご確認ください。</p>	<p>療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助</p> <p>（前年度に1年以上の実績がある場合） 前年度の利用者延べ数÷開所日数（小数点第2位以下切上げ）</p> <p>（前年度に1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む））</p> <p>①新設の時点から6か月未満の間 利用定員×90%</p> <p>②新設の時点から6か月以上1年未満の間 直近の6か月間の全利用者延べ数÷6か月間の開所日数</p> <p>③新設の時点から1年以上経過 直近1年間の全利用者延べ数÷1年間の開所日数</p> <p>（定員減少後の実績が3か月以上6か月未満の場合） 直近3か月間の利用者延べ数÷3か月間の開所日数</p> <p>就労定着支援</p> <p>（前年度に1年以上の実績がある場合） 前年度の利用者延べ数÷開所月数（小数点第2位以下切上げ）</p> <p>（前年度に1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む））</p> <p>①新設の時点から6か月未満の間 就労を継続している期間が6か月に達した者の数の過去3年間の総数×70%</p> <p>②新設の時点から6か月以上1年未満の間 直近の6か月間の全利用者延べ数÷6</p> <p>③新設の時点から1年以上経過 直近1年間の全利用者延べ数÷12</p>

	<p>自立生活援助</p> <p>(前年度に1年以上の実績がある場合) 前年度の利用者延べ数÷開所月数(小数点第2位以下切上げ)</p> <p>(前年度に1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む))</p> <p>①新設の時点から6か月未満の間 利用者の推定数×90%</p> <p>②新設の時点から6か月以上1年未満の間 直近の6か月間の全利用者延べ数÷6</p> <p>③新設の時点から1年以上経過 直近1年間の全利用者延べ数÷12</p>
<p>多機能型 ※P67をご確認ください。</p>	<p>生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援のうち2以上の事業を一体的に行うこと</p>
<p>利用定員</p>	<p>事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。</p>

(2) 常勤換算の計算方法

(例1) ≪居宅介護：従業者≫

～常勤換算方法で2.5以上～

【常勤の勤務時間40時間/週の場合】

1週間の間に、40時間×2.5＝延べ100時間以上確保する必要がある。

(100時間/週の内訳として)

サービス提供責任者は常勤であるため、100時間のうち40時間は確保されている

(100H－40H＝60H)。

残りの60時間分について常勤職員か非常勤職員を配置する。

例えば・・・常勤職員40時間/週×1人＋非常勤職員20時間/週×1人
＝計60時間/週

(例2) ≪就労継続支援A型・B型：職業指導員・生活支援員≫

～常勤換算方法で利用者の数を10で除した数以上～

【利用者20人で、常勤の勤務時間40時間/週の場合】

20人÷10＝2人⇒1週間の間に、40時間×2＝延べ80時間以上確保する必要がある。

(80時間/週の内訳として)

職業指導員・生活支援員のいずれか1人は常勤であるため、80時間のうち40時間は確保されている(80H－40H＝40H)。

残りの40時間分について常勤職員か非常勤職員を配置する。

例えば・・・非常勤職員20時間/週×2人＝計40時間/週

(例3) ≪共同生活援助：世話人≫

～常勤換算方法で利用者の数を6で除した数以上～

【利用者5人で、常勤の勤務時間40時間/週の場合】

5人÷6＝0.83…⇒0.9人

⇒1週間の間に、40時間×0.9＝延べ36時間以上確保する必要がある。

(36時間/週の内訳として)

例えば・・・非常勤職員12時間/週×3人＝計36時間/週

(3) 利用者の数について

前年度（4/1～翌年3/31）に1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む）の利用者の数



今は、平成28年11月中旬だと仮定してください。

- 新設の時点から6か月未満の間：定員×90%
例) 平成28年6月に指定を受けた定員20人の事業所
⇒20人×90%



- 新設の時点から6か月以上1年未満の間：直近6か月間の全利用者延べ数÷開所日数
例) 平成28年1月に指定を受けた事業所
⇒直近6か月間（5～10月）の全利用者延べ数÷開所日数



- 新設の時点から1年以上経過：直近1年間の全利用者延べ数÷開所日数
例) 平成27年8月に指定を受けた事業所
⇒直近1年間（11～10月）の全利用者延べ数÷開所日数

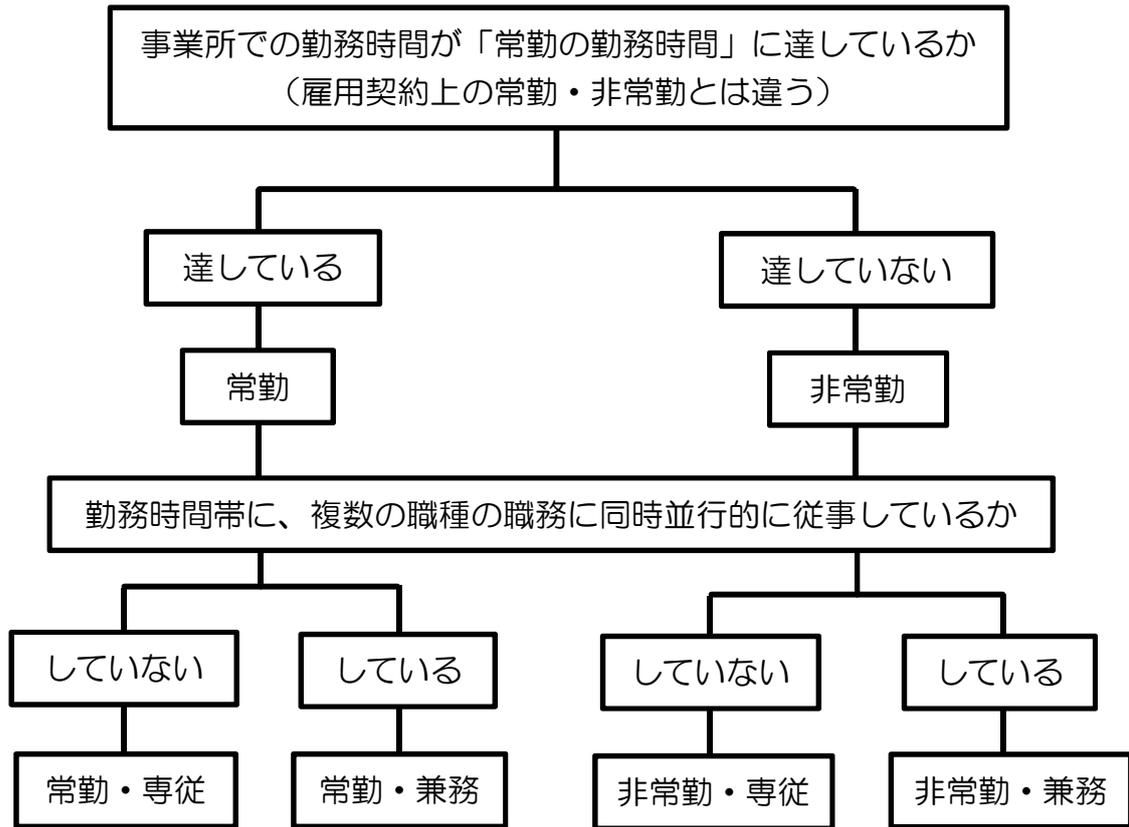


(4) 障がい児の数について

児童発達支援、放課後等デイサービスの単位ごとの障がい児の数をいうものであり、「障がい児の数」は実利用者の数をいうものである。

2 常勤、非常勤、専従及び兼務の考え方

		専従（専ら従事する、専ら提供に当たる）	兼務
		事業所の勤務時間帯に、その職種以外の職務に従事しないこと	事業所の勤務時間帯に、複数の職種の職務に同時並行的に従事すること
常勤	事業所の勤務時間が、就業規則等で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること	<p style="text-align: center;">常勤・専従</p> <p>形式上は一の職種の常勤専従として働いているが、実際はその間の空き時間等を使って、他の職種の手伝いをする形態</p> <p>→ サービス管理責任者（1人目）等の場合がこれに当たるが、この場合、手伝った職種の常勤換算に、当該職員を算入することはできない</p>	<p style="text-align: center;">常勤・兼務</p> <p>複数の職種を同時並行的に行い、働いた全ての時間について、全ての職種にカウントすることができる形態</p> <p>→ この形態は、管理者とその他の業務を兼務する場合に用いる</p>
	非常勤	事業所の勤務時間が、就業規則等で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していないこと	<p style="text-align: center;">非常勤・専従</p> <p>「午前中に生活介護の職員、午後は自立訓練の職員」のように、時間を分けて複数の事業所に勤務する形態</p> <p>→ それぞれの職種について、それぞれ勤務した時間分を常勤換算に算入することができる</p>



3 人員基準及び設備基準の概要

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

人員基準	<p>従業者 (ホームヘルパー)</p>	<p>(居宅介護及び重度訪問介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で2.5以上 ・介護福祉士、居宅介護職員初任者研修修了者等
		<p>(同行援護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で2.5以上 ・以下の①～③のいずれかに該当する者 <p>①同行援護従業者養成研修一般課程修了者 (上記研修課程に相当するもの)</p> <p>平成23年9月30日において、以下の研修課程修了者又は研修課程受講中であって、平成23年10月1日以降に研修課程を修了した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者移動介護従業者養成研修 ・重度視覚障害者研修 <p>②介護福祉士、居宅介護職員初任者研修修了者等で、視覚障がいをもつ身体障がい者又は障がい児の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に1年以上従事した経験を有する者</p> <p>③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等</p>
		<p>(行動援護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で2.5以上 ・以下の①及び②のいずれにも該当する者 <p>①行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者 (上記研修課程に相当するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者移動介護(外出介護)従業者養成研修 <p>②知的障がい者(児)又は精神障がい者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に1年以上従事した経験を有する者</p> <p>※ただし、令和3年(2021年)3月31日までの間は、居宅介護及び重度訪問介護の従業者の要件に</p>

		<p>該当し、かつ、知的障がい者（児）又は精神障がい者の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に2年以上従事した経験を有することで足りるものとみなす。</p>
	<p>サービス提供責任者 （1人以上は常勤） （管理者の兼務可） ※P69をご確認ください。</p>	<p>（居宅介護及び重度訪問介護）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に応じて1人以上 ・介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修（1級課程）修了者、看護師、准看護師及び保健師、<u>居宅介護職員初任者研修修了者で（1級課程を除く）、実務経験3年以上（稼働日数として540日以上）の者（※）</u> <p>※ただし、この取扱いは暫定的なものであるため、できる限り早期に、実務者研修を受講させ、又は、介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならない。</p> <p>また、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。</p>
		<p>（同行援護）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に応じて1人以上 ・以下の①又は②のいずれかに該当する者 <p>① 次のア及びイの要件を満たす者</p> <p>ア介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修（1級課程）修了者、<u>居宅介護職員初任者研修修了者で（1級課程を除く）、実務経験3年以上（稼働日数として540日以上）の者（※居宅介護及び重度訪問介護を参照のこと）、看護師等</u></p> <p>イ同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了者 （上記研修課程に相当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修 <p>②国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等</p>

		<p>(行動援護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に応じて1人以上 ・以下の①及び②のいずれにも該当する者 <p>①行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者</p> <p>②知的障がい者(児)又は精神障がい者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>※ただし、令和3年(2021年)3月31日までの間は、居宅介護及び重度訪問介護のサービス提供責任者の要件に該当し、かつ、知的障がい者(児)又は精神障がい者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に5年以上従事した経験を有することで足りるものとみなす。</p>
	<p>管理者 (常勤) ※P68をご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可
設備基準	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備及び備品等を確保すること ・特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること
共生型サービス	従業者の員数	<p>(共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護を行う訪問介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護の利用者数及び共生型サービスの利用者数の合計数における事業所として必要とされる数以上であること
	技術的支援	<p>(共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護を行う訪問介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、居宅介護事業所又は重度訪問介護事業

		所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けて いること
--	--	---------------------------------

(2) 療養介護

人員基準	従業者	医師	健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上
		看護職員 (看護師、准看護師 又は看護補助者)	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以上
		生活支援員 (1人以上は常勤)	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以上
		サービス管理責任者 (1人以上は常勤) ※P70をご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 	
設備基準	医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備		

(3) 生活介護

人員基準	従業者	医師 (嘱託医も可)	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	
		看護職員 (保健師、看護師又は准看護師)	生活介護の単位ごとに、1人以上 (常勤換算の配置ではない)	
		理学療法士又は作業療法士	(利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合) 生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数	
		生活支援員 (1人以上は常勤)	生活介護の単位ごとに、1人以上	
	※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数			
	平均障害支援区分		看護職員等の総数	
	① 4未満		利用者数を6で除した数以上	
	② 4以上5未満		利用者数を5で除した数以上	
	③ 5以上		利用者数を3で除した数以上	
	平均障害支援区分の算式例 (各区分×利用者数)の合計÷総利用者数=平均障害支援区分			
区分	×	利用者数	= 合計 ÷ 総利用者数 = 平均障害支援区分	
2	×	3	= 72 ÷ 20 = 3.6 (※)	
3		6		
4		8		
5		2		
6		1		
※小数点第2位以下を四捨五入				
	サービス管理責任者 (1人以上は常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 		

	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 原則として管理業務に従事するもの 管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 社会福祉主事任用資格者又は社会福祉事業に2年以上従事した者
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること（床面積の基準なし）
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること
	洗面所、便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	
定員	<ul style="list-style-type: none"> 利用定員20人以上 多機能型事業所の場合は6人以上 	
共生型サービス	従業者の員数	<p>（共生型生活介護を行う児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者、通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型生活介護の利用者数を含めて、事業所として必要とされる数以上であること
	設備に関する基準	<p>（共生型生活介護を行う通所介護事業者及び地域密着型通所介護事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 食堂及び機能訓練室の面積が、共生型生活介護の利用者数を含めた利用者1人当たり3㎡以上であること
		<p>（共生型生活介護を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること
登録定員 （登録を受けた利用者数の合計数の上限）	<p>（共生型生活介護を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型サービスとの利用者数の合計数を29人以下とすること サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型介護予防 	

	小規模多機能型居宅介護事業所は18人以下とすること								
利用定員 (サービスを受ける利用者数の合計数の1日当たりの上限)	<p>(共生型生活介護を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型サービスとの利用者数の合計数を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること 登録定員が25人を超える場合は、登録定員に応じて下表に定める利用定員までの範囲内とすること <table border="1" data-bbox="587 667 1254 891"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は12人までの範囲内とすること 	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
技術的支援	<p>(共生型生活介護を行う児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者、通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること 								

(4) 短期入所

人員基準	従業者	併設型・空床型	障害者支援施設 児童福祉施設	施設の利用者の数及び併設型・空床型事業所の利用者の数の合計数を施設の利用者の数とみなした場合に、施設として必要とされる数以上
			宿泊型自立訓練 共同生活援助	①又は②に掲げる短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ①短期入所と同時に宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 ・宿泊型自立訓練等の利用者の数及び併設型・空床型事業所の利用者の数の合計数を利用者の数とみなした場合に、事業所における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く） ・当該日の利用者の数が6人以下の場合、1人以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者 ・当該日の利用者の数が7人以上の場合、1人に利用者の数が6人を超えて6人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
				例) 1～6人：1人以上、7～12人：2人以上、13～18人：3人以上
		単独型	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 障害児通所支援	①サービス提供時間帯 ・事業所の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の合計数を利用者の数とみなした場合に、事業所における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②それ以外の時間帯 ・当該日の利用者の数が6人以下の場合、1人以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者 ・当該日の利用者の数が7人以上の場合、1人に利用者の数が6人を超えて6人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
			上記以外	上記②と同じ
管理者	・原則として管理業務に従事するもの			

		<ul style="list-style-type: none"> 管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 		
設備基準	居室	併設型 空床型	併設型事業所又は障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用されていない居室を用いること	
		単独型	<ul style="list-style-type: none"> 1の居室の定員：4人以下 地階に設けてはならないこと 利用者1人当たりの床面積：収納設備等を除き8㎡以上 寝台又はこれに代わる設備を設けること ブザー又はこれに代わる設備を設けること 	
	設備	併設型	併設型事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、併設本体施設の設備（居室を除く）を短期入所事業の用に供することができる	
		空床型	障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる	
		単独型	食堂	<ul style="list-style-type: none"> 食事の提供に支障がない広さを有すること 必要な備品を備えること
			浴室	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の特性に応じたものであること
	洗面所、便所		<ul style="list-style-type: none"> 居室のある階ごとに設けること 利用者の特性に応じたものであること 	
共生型サービス	従業者の員数		<p>（共生型短期入所を行う短期入所生活介護事業者、介護予防短期入所生活介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型短期入所の利用者数を含めて、事業所として必要とされる数以上であること 	
	設備に関する基準		<p>（共生型短期入所を行う短期入所生活介護事業者及び介護予防短期入所生活介護事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 居室の面積が、共生型短期入所の利用者数を含めた利用者1人当たり10.65㎡以上であること 	
			<p>（共生型短期入所を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 個室以外の宿泊室を設ける場合の宿泊室の面積が、宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た定員数1 	

	人当たりおおむね7.43㎡以上であること
技術的支援	<p>(共生型短期入所を行う短期入所生活介護事業者、介護予防短期入所生活介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

<事業所の形態>

●併設型

- 障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（以下「障害者支援施設等」）に併設され、短期入所の事業を行う事業所として当該障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。
- 併設事業所は、従業員の勤務体制を含め、併設される障害者支援施設等（以下「併設本体施設」）の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら短期入所の用に供される居室において、短期入所を提供する場合に限り、実施できる。
- なお、「その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設」には、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所又は外部サービス利用型共同生活援助事業所（以下「宿泊型自立訓練事業所等」）を含むものとする。

●空床型

- 利用者に利用されていない障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、短期入所の事業を行う事業所をいう。

●単独型

- 障害者支援施設等（宿泊型自立訓練事業所等を除く。）以外の施設であって、利用者に利用されていない居室において、短期入所の事業を行う事業所をいう。

(5) 重度障害者等包括支援

人員基準	従業者	障害福祉サービス事業者（療養介護事業者を除く）又は障害者支援施設の基準を満たしていること	
		サービス提供責任者（1人以上は常勤）	次のいずれの要件にも該当する者を1人以上 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員 ・重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準じる業務に3年以上従事した経験を有する者
	管理者（常勤）	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 	
設備基準	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室	
	受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース	
	設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備及び備品等を確保すること ・特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること 	

(6) 自立訓練（機能訓練）

人員基準	従業者	看護職員 （保健師、看護師又は准看護師） （1人以上は常勤）	1人以上
		理学療法士又は作業療法士	1人以上
		生活支援員 （1人以上は常勤）	1人以上
		※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者の数を6で除した数以上	
		※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと	
		サービス管理責任者 （1人以上は常勤）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 ・社会福祉主事任用資格者又は社会福祉事業に2年以上従事した者 	
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること（床面積の基準なし）	
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所、便所	利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営上必要な設備		
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員20人以上 ・多機能型事業所の場合は6人以上 		

共生型サービス	従業者の員数	<p>(共生型機能訓練を行う通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型機能訓練の利用者数を含めて、事業所として必要とされる数以上であること 							
	設備に関する基準	<p>(共生型機能訓練を行う通所介護事業者及び地域密着型通所介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食堂及び機能訓練室の面積が、共生型機能訓練の利用者数を含めた利用者1人当たり3㎡以上であること 							
		<p>(共生型機能訓練を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること 							
	登録定員 (登録を受けた利用者数の合計数の上限)	<p>(共生型機能訓練を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型サービスとの利用者数の合計数を29人以下とすること サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は18人以下とすること 							
利用定員 (サービスを受ける利用者数の合計数の1日当たりの上限)	<p>(共生型機能訓練を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型サービスとの利用者数の合計数を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること 登録定員が25人を超える場合は、登録定員に応じて下表に定める利用定員までの範囲内とすること <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

		<ul style="list-style-type: none"> ・ サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は12人までの範囲内とすること
	<p>技術的支援</p>	<p>(共生型機能訓練を行う通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

(7) 自立訓練（生活訓練）

人員基準	従業者	生活支援員 (1人以上は常勤)	常勤換算で、①と②の合計数以上
			①生活訓練（通所） 利用者数を6で除した数
			②宿泊型自立訓練 利用者数を10で除した数
	※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと		
	地域移行支援員		宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上
	サービス管理責任者 (1人以上は常勤)		<ul style="list-style-type: none"> 利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 原則として管理業務に従事するもの 管理業務に支障がない場合は他の職務と兼務可 社会福祉主事任用資格者又は社会福祉事業に2年以上従事した者 	
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること (床面積の基準なし)	
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所、便所	利用者の特性に応じたものであること	
		<ul style="list-style-type: none"> 宿泊型自立訓練を行う場合、上記設備のほか、居室及び浴室を設けること 	
	居室	<ul style="list-style-type: none"> 居室の定員1人 居室面積が収納設備等を除き、7.43㎡以上 	
浴室	利用者の特性に応じたものであること		
	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊型自立訓練のみを行う事業所の場合は訓練・作業室を設けないことができる 耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない 		
定員	<ul style="list-style-type: none"> 利用定員20人以上 宿泊型自立訓練＋生活訓練（通所）の場合は、宿泊型自立訓練10人以上＋生活訓練（通所）20人以上 多機能型事業所の場合は、宿泊型自立訓練10人以上、生活訓練（通所）6人以上 		

共生型サービス	従業者の員数	<p>(共生型生活訓練を行う通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型生活訓練の利用者数を含めて、事業所として必要とされる数以上であること 							
	設備に関する基準	<p>(共生型生活訓練を行う通所介護事業者及び地域密着型通所介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食堂及び機能訓練室の面積が、共生型生活訓練の利用者数を含めた利用者1人当たり3㎡以上であること 							
		<p>(共生型生活訓練を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること 							
	登録定員 (登録を受けた利用者数の合計数の上限)	<p>(共生型生活訓練を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型サービスとの利用者数の合計数を29人以下とすること サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は18人以下とすること 							
利用定員 (サービスを受ける利用者数の合計数の1日当たりの上限)	<p>(共生型生活訓練を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型サービスとの利用者数の合計数を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること 登録定員が25人を超える場合は、登録定員に応じて下表に定める利用定員までの範囲内とすること <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

		<ul style="list-style-type: none"> • サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は12人までの範囲内とすること
	<p>技術的支援</p>	<p>(共生型生活訓練を行う通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

(8) 就労移行支援

(一般型)

人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員 (いずれか1人以上は常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上
		就労支援員 (1人以上は常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で、利用者数を15で除した数以上 ・職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障がい者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい
		サービス管理責任者 (1人以上は常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 ・社会福祉主事任用資格者又は社会福祉事業に2年以上従事した者 	
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること(床面積の基準なし)	
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所、便所	利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備		
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員20人以上 ・多機能型事業所の場合は6人以上 		

(資格取得型)

人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員 (いずれか1人以上は常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上
		サービス管理責任者 (1人以上は常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 ・社会福祉主事任用資格者又は社会福祉事業に2年以上従事した者 	
設備基準	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること		
定員	利用定員20人以上		
備考	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている事業所		

(9) 就労継続支援A型及び就労継続支援B型

人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員 (いずれか1人以上は常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上
		サービス管理責任者 (1人以上は常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 ・社会福祉主事任用資格者、社会福祉事業に2年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者(企業経営の経験の有無については、商業登記簿で確認します。) 	
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること (A型：労働安全衛生法の気積要件(労働者1人当たり10m ³)あり、B型：床面積の基準なし)	
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所、便所	利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備		
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員：A型10人以上、B型20人以上 ・多機能型事業所の場合はそれぞれ10人以上 		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型を実施する法人は、専ら社会福祉事業を行っているものでなければならないこと ・就労継続支援A型事業者は特例子会社であってはならないこと ・就労継続支援A型事業者は最低賃金の支払い等の労働基準法等労働関係法規を遵守しつつ、生産活動に係る事業収入から経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこと ・就労継続支援B型事業者は、利用者に支払う工賃の平均額が月3,000円を下回らないこと 		

(10) 就労定着支援

人員基準	従業者	就労定着支援員 (資格要件なし)	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算で、利用者数を40で除した数以上 職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障がい者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい
		サービス管理責任者 (1人以上は常勤) (就労定着支援員と異なる者)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 一体的に運営している事業の利用者合計数に応じて配置
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 原則として管理業務に従事するもの 管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 事業を行うために必要な広さの区画を有すること 支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること 		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている障害福祉サービス事業者(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型)でなければならないこと 事業運営が3年に満たない場合であっても、通所の事業所に雇用された者が3人以上いる場合は可 毎年この要件を満たす必要はなく、指定更新の際に指定基準を満たしているかどうかを確認することになる 利用者に対する職場への定着のための支援は、利用者との対面による支援を月1回以上行うこと 利用者との対面による支援を月1回以上行わない場合は、当該利用者に対する当該月の基本報酬は算定できないこと 利用者を雇用する事業主に対しては、月1回以上の訪問による支援を努力義務とすること 		

(11) 自立生活援助

人員基準	従業者	地域生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上 ・ 利用者数25に対し1人を標準とし、利用者数が25又はその端数を増すごとに増員することが望ましい
		サービス管理責任者 (地域生活支援員と異なる者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数30人以下：1人以上 ・ 利用者数31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として管理業務に従事するもの ・ 管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を行うために必要な広さの区画を有すること ・ 支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること 		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る）、障害者支援施設又は相談支援事業者（一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者）でなければならないこと ・ おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問し、必要な支援を行わなければならないこと 		

(12) 共同生活援助

		介護サービス包 括型	日中サービス支 援型	外部サービス利 用型								
人員基準	従業者	世話人	常勤換算で、利用 者数を6で除し た数以上	常勤換算で、利用 者数を5で除し た数以上								
		生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算で、次の①から④までの合 計数以上 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①障害支援 区分3</td> <td style="width: 50%;">利用者数を9で除し た数</td> </tr> <tr> <td>②障害支援 区分4</td> <td>利用者数を6で除し た数</td> </tr> <tr> <td>③障害支援 区分5</td> <td>利用者数を4で除し た数</td> </tr> <tr> <td>④障害支援 区分6</td> <td>利用者数を2.5で除 した数</td> </tr> </table>		①障害支援 区分3	利用者数を9で除し た数	②障害支援 区分4	利用者数を6で除し た数	③障害支援 区分5	利用者数を4で除し た数	④障害支援 区分6	利用者数を2.5で除 した数
	①障害支援 区分3	利用者数を9で除し た数										
	②障害支援 区分4	利用者数を6で除し た数										
③障害支援 区分5	利用者数を4で除し た数											
④障害支援 区分6	利用者数を2.5で除 した数											
	<p>(世話人及び生活支援員の要件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の福祉の増進に熱意があり、障がい者の日常生活を適切に支 援する能力を有する者 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における支援の提供に必要な員 数を確保すること 日中サービス支援型共同生活援助は、夜間及び深夜の時間帯を通じて ユニットごとに夜間支援従事者(宿直勤務を除く)を1人以上配置す ること 日中サービス支援型共同生活援助の従業者のうち、1人以上は常勤で なければならないこと 											
	サービス管 理責任者 (世話人又 は生活支援 員のいずれ かと兼務 可)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数が30人以下：1人以上 利用者数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超 えて30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得 た数以上 事業所の定員が20人以上である場合は、できる限り専 従のサービス管理責任者を確保するよう努めること 										

	管理者 (常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 ・適切な共同生活援助を提供するために必要な知識と経験を有する者
設備基準	住居	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること ・入所施設又は病院の敷地外にあること ・日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）事業所と同一敷地内にないこと ・事業所は、1以上の共同生活住居を有すること ・住居が複数ある場合は、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在すること ・住居の配置、構造及び設備は利用者の障がい特性に応じて工夫されたものであること
		例) 車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居は1以上のユニットを有すること ・ユニットの居室面積：収納設備等を除き、7.43㎡（4.5畳）以上 ・居間、食堂等：利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さを有すること ・風呂、便所、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備 ・サテライト型住居がある場合：適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話可）
	定員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の定員：4人以上 ・共同生活住居の入居定員：2人以上10人以下（既存の建物を活用する場合：2人以上20人以下、都道府県知事が特に必要と認めた場合：21人以上30人以下） ・1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、住居ごとの独立性が確保されており、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されたものである場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設置することができる。ただし、建物の定員は上記の共同生活住居の入居定員を超えることはできない。なお、日中サービス支援型については新築の場合であっても入居定員の合計を20人以下とすることができる。 ・ユニットの定員：2人以上10人以下

		・ユニットの居室の定員：1人（特に必要と認められる場合は2人）
備考	短期入所の併設	日中サービス支援型共同生活援助事業者は、事業所と併設又は同一敷地内において短期入所（空床型を除く）を行うこと
	協議会	日中サービス支援型共同生活援助事業者は、協議会に対し定期的（少なくとも年に1回以上）にサービスの実施状況等を報告し、協議会による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない

<事業所の形態>

●介護サービス包括型

- ・事業者が介護サービスの提供を自ら行う。

●日中サービス支援型

- ・日中活動サービス等を利用することができない障がい者の重度化・高齢化に対応するため、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置し、常時の支援体制を確保する。
- ・短期入所を併設し地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担う。

●外部サービス利用型

- ・事業者が介護サービスの提供に係るアレンジメント（手配）のみを行い、委託された外部の居宅介護事業者が介護サービスの提供を行う。

主たる事務所から概ね30分程度で移動できる
範囲内の共同生活住居全体を事業所として指定

事業所（住居全体）の定員：4人以上

（一軒家）

（3LDK）



（複数のワンルームタイプ）



30分

（共同生活住居）

事業を開始する前に地域住民
への事前説明をお願いします。

- 複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物
- 入居定員：新築2～10人、既存建物2～20人
- 1以上のユニット

（ユニット）

- 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位
- 入居定員2～10人

（居室）

- 定員1人
- 収納設備等を除き7.43㎡以上
- 廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているもの

（居間、食堂等）

- 利用者が相互交流を図ることができる設備
- 利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保

（風呂、便所、洗面所、台所等）

- 日常生活を送る上で必要な設備

(サテライト型住居)

1人で暮らしたいというニーズに応え、本体住居との密接な連携を確保しつつ、ユニット等一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態の本体住居とは別の場所で運営されている住居をいう。

人員基準	従業者	世話人	本体住居と同じ
		生活支援員	
サービス管理責任者			
	管理者	本体住居と同じ	
設備基準	住居	<ul style="list-style-type: none"> 入居者が通常の交通手段で概ね20分以内で移動可能な距離 本体住居の入居定員が5人以上の場合、1つの本体住居に2か所が上限 本体住居の入居定員が4人以下の場合は1か所が上限 複数の本体住居から1つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは不可 	
	設備	<ul style="list-style-type: none"> 居室：収納設備等を除き、7.43㎡（4.5畳）以上 居間、食堂等：本体住居の設備を利用することができる 風呂、便所、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備 	
	定員	<ul style="list-style-type: none"> サテライト型住居の定員：1人 サテライト型住居の定員は本体住居の定員には含まない 事業所の定員には含む 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> サテライト型住居の入居者への支援は、定期的な巡回等（原則として1日複数回の訪問）により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと サテライト型住居に入居してから原則として3年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、計画的な支援を行うこと 		

(13) 児童発達支援

(児童発達支援センター以外)

人員基準	従業者	重症心身障がい児以外	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス2年以上経験者 (1人以上は常勤) (指定基準の半数以上は児童指導員又は保育士)	<ul style="list-style-type: none"> 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障がい児の数が10人まで 2人以上 ②障がい児の数が10人を超えるもの 2人に、障がい児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 例) 10人以下: 2人以上 11~15人: 3人以上 16~20人: 4人以上 </div> <ul style="list-style-type: none"> ※「障がい児の数」は実利用者の数をいいます(P22参照)。以下同じ。 支援の提供時間帯を通じて常に確保 機能訓練担当職員の数合計数に含めることができる
			児童発達支援管理責任者 (1人以上は専任かつ常勤) ※P70をご確認ください。	1人以上
			機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員)	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練を行う場合に置く 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス2年以上経験者の合計数に含めることができる
	重症心身障がい児	嘱託医		<ul style="list-style-type: none"> 1人以上 支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある
		看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師)		<ul style="list-style-type: none"> 支援の提供を行う時間帯を通じて1人以上 機能訓練担当職員は必ず置くものであるが、機能訓練を行わない時間帯は置かないことができる
		児童指導員又は保育士		
		機能訓練担当職員		

		児童発達支援管理責任者	
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること (床面積の基準なし、ガイドラインに参考基準(2.47㎡)あり) ・その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること 		
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員10人以上 ・主として重症心身障がい児を通わせる事業所の場合は5人以上 		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うに当たり必要となる基本的事項を定めたガイドラインにより、支援の質の向上を図ること ・ガイドラインを活用し、1年に1回以上、自己評価結果をインターネットのホームページ、会報等により公表すること (自己評価結果等の公表を行っていない場合は、報酬の減算対象となります) 		
共生型サービス(主として重症心身障がい児を通わせる事業所を除く)	従業者の員数	<p>(共生型児童発達支援を行う生活介護事業者、通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型児童発達支援の利用者数を含めて、事業所として必要とされる数以上であること 	
	設備に関する基準	<p>(共生型児童発達支援を行う通所介護事業者及び地域密着型通所介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室の面積が、共生型児童発達支援の利用者数を含めた利用者1人当たり3㎡以上であること 	
		<p>(共生型児童発達支援を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること 	
登録定員 (登録を受けた利用者数の合計数の上限)	<p>(共生型児童発達支援を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスとの利用者数の合計数を29人以下とすること 		

		<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は18人以下とすること 								
	<p>利用定員 (サービスを受ける利用者数の合計数の1日当たりの上限)</p>	<p>(共生型児童発達支援を行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスとの利用者数の合計数を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること ・登録定員が25人を超える場合は、登録定員に応じて下表に定める利用定員までの範囲内とすること <table border="1" data-bbox="608 734 1270 965"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は12人までの範囲内とすること 	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
	<p>技術的支援</p>	<p>(共生型児童発達支援を行う生活介護事業者、通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること 								

(児童発達支援センター)

人員基準	従業者	難聴児又は重症心身障がい児以外	嘱託医	1人以上
			児童指導員及び保育士 (「児童指導員の資格」についてはP72をご確認ください。)	<ul style="list-style-type: none"> ・総数がおおむね障がい児の数を4で除して得た数以上 ※機能訓練担当職員の数を含めることができる ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上
			栄養士	1人以上 ※障がい児の数が40人以下の場合は置かないことができる
			調理員	1人以上 ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
			児童発達支援管理責任者	1人以上
			機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く ※児童指導員及び保育士の総数を含めることができる
		難聴児	嘱託医	難聴児又は重症心身障がい児以外と同じ
			児童指導員及び保育士	
			栄養士	
			調理員	
			児童発達支援管理責任者	
			機能訓練担当職員	
	重症心身障がい児	言語聴覚士	4人以上	
		嘱託医	難聴児又は重症心身障がい児以外と同じ	
		児童指導員及び保育士		
		栄養士		
		調理員		
		児童発達支援管理責任者		
		看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師)	1人以上 ※児童指導員及び保育士の総数を含めることができる	
		機能訓練担当職員		

	管理者	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの • 管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可
設備基準	指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> • 定員は、おおむね10人 • 障がい児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上 • 主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合を除く
	遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上 • 主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合を除く • 主として重症心身障がい児を通わせる場合は設けないことができる
	屋外遊戯場、医務室、相談室	主として重症心身障がい児を通わせる場合は設けないことができる
	調理室、便所	
	静養室	主として知的障がいのある児童を通わせる場合
	聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合
	その他、支援の提供に必要な設備及び備品等	

(14) 医療型児童発達支援

人員基準	診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数
	児童指導員	1人以上
	保育士	
	看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師)	
	理学療法士又は作業療法士	
	児童発達支援管理責任者	
	機能訓練担当職員	(言語訓練等を行う場合) 必要となる数
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法に規定する診療所に必要とされる設備 ・指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室 ・浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ・階段の傾斜は緩やかにすること 	
定員	利用定員10人以上	

(15) 放課後等デイサービス

人員基準	従業者	重症心身障がい児以外	<p>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス2年以上経験者 (1人以上は常勤) (指定基準の半数以上は児童指導員又は保育士)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障がい児の数が10人まで 2人以上 ②障がい児の数が10人を超えるもの2人に、障がい児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>例) 10人以下：2人以上 11～15人：3人以上 16～20人：4人以上</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 支援の提供時間帯を通じて常に確保 機能訓練担当職員の数を含めることができる
			<p>児童発達支援管理責任者 (1人以上は専任かつ常勤)</p>	1人以上
			<p>機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練を行う場合に置く 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる
		重症心身障がい児	<p>嘱託医</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1人以上 支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある
			<p>看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支援の提供を行う時間帯を通じて1人以上 機能訓練担当職員は必ず置くものであるが、機能訓練を行わない時間帯は置かないことができる
			<p>児童指導員又は保育士</p>	
	<p>機能訓練担当職員</p>			
	<p>児童発達支援管理責任者</p>			
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの 管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 		

設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること (床面積の基準なし、ガイドラインに参考基準(2.47㎡)あり) ・その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること 	
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員10人以上 ・主として重症心身障がい児を通わせる事業所の場合は5人以上 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うに当たり必要となる基本的事項を定めたガイドラインにより、支援の質の向上を図ること ・ガイドラインを活用し、1年に1回以上、自己評価結果をインターネットのホームページ、会報等により公表すること (自己評価結果等の公表を行っていない場合は、報酬の減算対象となります) 	
共生型サービス(主として重症心身障がい児を通わせる事業所を除く)	従業者の員数	<p>(共生型放課後等デイサービスを行う生活介護事業者、通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型放課後等デイサービスの利用者数を含めて、事業所として必要とされる数以上であること
	設備に関する基準	<p>(共生型放課後等デイサービスを行う通所介護事業者及び地域密着型通所介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室の面積が、共生型放課後等デイサービスの利用者数を含めた利用者1人当たり3㎡以上であること
		<p>(共生型放課後等デイサービスを行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること
登録定員 (登録を受けた利用者数の合計数の上限)	<p>(共生型放課後等デイサービスを行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスとの利用者数の合計数を29人以下とすること ・サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は18人以下とすること 	

<p>利用定員 (サービスを受ける利用者数の合計数の1日当たりの上限)</p>	<p>(共生型放課後等デイサービスを行う小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型サービスとの利用者数の合計数を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること 登録定員が25人を超える場合は、登録定員に応じて下表に定める利用定員までの範囲内とすること <table border="1" data-bbox="592 571 1257 797"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は12人までの範囲内とすること 	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
<p>技術的支援</p>	<p>(共生型放課後等デイサービスを行う生活介護事業者、通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること 								

(16) 居宅訪問型児童発達支援

人員基準	訪問支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問支援を行うために必要な数 ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）、保育士の資格を取得後、又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に3年以上従事した者
	児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上 ・ 専ら当該事業所の職務に従事する者
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの ・ 訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼務する場合を除き、他の職務との兼務可
設備基準	専用の区画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の事務室が望ましい ・ 他の事業と同一の事務室も可 ・ 利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する
		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること ・ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること

(17) 保育所等訪問支援

人員基準	訪問支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援を行うために必要な数 ・障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者
	児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上 ・専ら当該事業所の職務に従事する者
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの ・訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼務する場合を除き、他の職務との兼務可
設備基準	専用の区画	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の事務室が望ましい ・他の事業と同一の事務室も可 ・利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する
		<ul style="list-style-type: none"> ・その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること ・特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること

(18) 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援及び障害児相談支援

人員基準	従業者 (専従)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤、非常勤の別を問わない ・業務に支障がない場合は他の職務の兼務可
		<p>(地域移行支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専従の地域移行支援従事者を1人以上置くこと ・地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること
		<p>(地域定着支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専従の地域定着支援従事者を1人以上置くこと ・地域定着支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること
		<p>(計画相談支援及び障害児相談支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専従の相談支援専門員 ・1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準 ・利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可
設備基準	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい ・間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室も可 ・区分がされていなくても業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる
	受付等のスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースの確保 ・相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできる等利用しやすい構造
	設備及び備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備及び備品等を確保すること ・他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、事業の運営に支障がない場合は、他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる

		<ul style="list-style-type: none"> ・事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものも可
備考	<p>(地域移行支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援の提供に当たっては、おおむね週1回以上、利用者との対面により行うこと ・体験的な宿泊支援については、事業者が自らアパート等を確保して実施するほか、共同生活援助の住居や短期入所の空室を活用して行うことができる 	
	<p>(地域定着支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域定着支援台帳（利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる利用者の家族等及び利用する事業所等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関することを記載した書面）を作成すること ・夜間等に職員を配置するほか、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保すること 	
	<p>(計画相談支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が利用する事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が、継続サービス利用支援を実施すること ・アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接すること ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、一定期間ごとに利用者の居宅等を訪問面接すること 	

4 事業者指定の単位等

(1) 事業者指定の単位

原則として障害福祉サービス等の提供を行う事業所ごとに行います。

(2) 従たる事業所

- ・従たる事業所とは、主たる事業所と同一のサービスで、30分以内で移動可能な距離である等以下の要件を満たす場合に指定することができる2か所目以降の事業所のことです。
- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援（児童発達支援センターを除く）又は放課後等デイサービスは、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一つの事業所として指定することができます。

（人員及び設備に関する要件）

- ・「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業員が確保されていること
- ・「従たる事業所」に常勤かつ専従の従業員が1人以上確保されていること
- ・「従たる事業所」の利用定員が以下のとおりであること

生活介護、自立訓練、就労移行支援	6人以上
就労継続支援A型、就労継続支援B型	10人以上
児童発達支援、放課後等デイサービス	5人以上

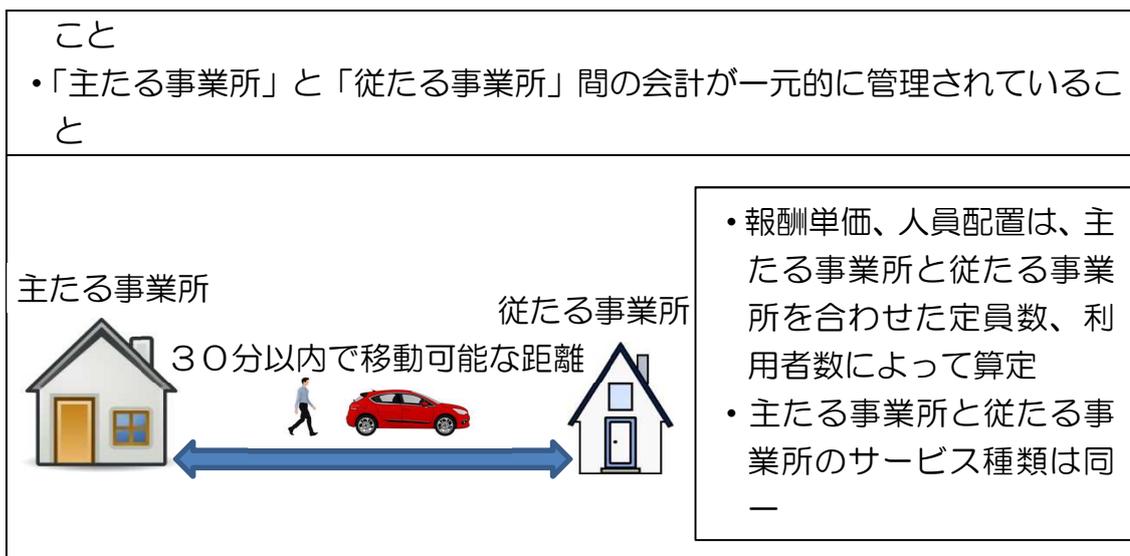
- ・「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であること
- ・サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと
- ・利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないことも可（ただし、児童発達支援又は放課後等デイサービスを除く）

（運営に関する要件）

- ・利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること
- ・職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること
- ・必要な場合には随時、「主たる事業所」と「従たる事業所」との間で相互支援が行える体制にあること

例) 従たる事業所の従業員が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制

- ・苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること
- ・事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること
- ・人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われる



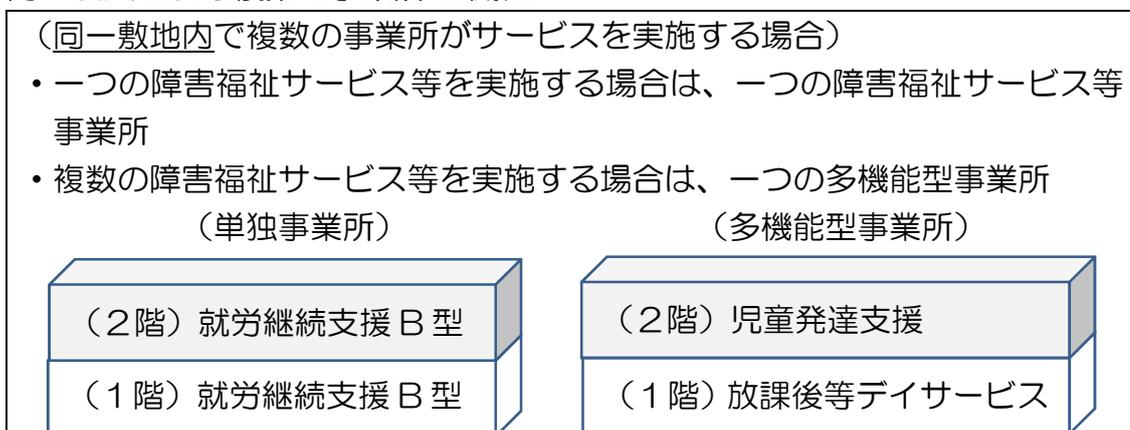
(3) 出張所等

- 事業者指定は原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行いますが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、従たる事業所の運営に関する要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができます。
- 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないことも可

(4) 多機能型事業所

- 多機能型事業所とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2以上の事業を一体的に行う事業所のことです。
- 多機能型事業所の指定は、多機能型事業所として行う障害福祉サービス等の種類ごとに行います（資料3）。

(5) 同一法人による複数の事業所の取扱い



(異なる場所で複数の事業所が複数の障害福祉サービス等を実施する場合)
以下の要件を満たしている場合は、一つの多機能型事業所として取り扱うことが可能

- ・利用定員が障害福祉サービス等の種類に応じて資料3のとおりであること
- ・複数の事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であること
- ・サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと
- ・従たる事業所の運営に関する要件を満たしていること



従たる事業所と多機能型事業所の違い

従たる事業所	多機能型事業所
サービス種類が同じ	サービス種類が違う

5 職種について

(1) 管理者

①役割

- ・従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ・従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ・サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させる。

②要件

サービス、施設種類	要件
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	常勤
療養介護	医師
生活介護、自立訓練、就労移行支援	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者

サービス、施設種類	要件
就労継続支援	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者 ・企業を経営した経験を有する者
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 ・適切な支援を提供するために必要な知識及び経験を有する者
障害児入所施設	常勤

(2) サービス提供責任者

①役割

- ・個別支援計画の作成を行う。
- ・利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

②配置基準（資格要件についてはP26をご確認ください。）

サービス種類	要件
居宅介護 同行援護 行動援護	<p>次のいずれかに該当する員数を置くこと</p> <p>a 事業所の月間の延べサービス提供時間が450時間又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>b 事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 （「従業者の数」には、サービス提供責任者を含む。）</p> <p>c 事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>d 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者業務が効率的に行われている場合は、事業所の利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>例) 延べサービス提供時間640時間、従業者数12人（常勤職員5人と非常勤職員7人）、利用者数20人の場合、cの基準により、配置すべきサービス提供責任者は1人で足りる</p>

サービス種類	要件
重度訪問介護	次のいずれかに該当する員数を置くこと a 事業所の月間の延べサービス提供時間が1,000時間 又はその端数を増すごとに1人以上 b 事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごと に1人以上 c 事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごと に1人以上

(3) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

①役割

- ・個別支援計画の作成を行う。
- ・利用申込みに際し、他事業所の利用状況等の把握を行う。
- ・自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検する。
- ・自立した日常生活が可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行う。
- ・他の従業者に対して、サービス提供に係る技術的な指導及び助言を行う。

②配置基準

	サービス、 施設種類	必要員数
1	療養介護 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：利用者数が60人を 超えて40人又はその端数を増すごとに1 人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 例) 61～100人：2人以上 101～140人：3人以上 141～180人：4人以上
2	自立生活援助 共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が31人以上：利用者数が30人を 超えて30人又はその端数を増すごとに1 人を加えて得た数以上 例) 31～60人：2人以上 61～90人：3人以上

	サービス、 施設種類	必要員数
3	施設入所支援	当該施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること (複数の昼間実施サービスを行う場合) 1と同じ
4	児童発達支援 放課後等デイサービス	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
5	医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児入所施設	1人以上

③要件(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号及び平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)

実務経験	障がい者の保健・医療・福祉・教育の分野における直接支援・相談支援等の業務における実務経験(3~8年)
------	--

+

研修の修了 ※研修は北海道が主催しています。	相談支援従事者初任者研修(講義部分)
	+
	サービス管理責任者等研修 基礎研修 (児童発達支援管理責任者も含む) ※実務要件が2年満たない段階から受講可能
	+
	OJT(実務)2年以上
	+
	サービス管理責任者等研修 実践研修 ※その後5年毎に、サービス管理責任者等更新研修を受講

※資料4参照

※基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者、または基礎研修受講後に実務要件を満たす者については、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす(※ただし、平成31年から令和3年までの基礎研修受講者に限る(経過措置))

※サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件は従前通りとし、共通化は行わない

(4) 相談支援専門員

①役割

サービス等利用計画の作成を行う。

②要件（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 225～227 号）

実務経験	障がい者の保健・医療・福祉・教育の分野における直接支援・相談支援等の業務における実務経験（3～10年）
+	
研修の修了 ※研修は北海道が主催しています。	相談支援従事者初任者研修 ・修了した年度の翌年度から5年度目の年度末までに現任研修を修了する必要があります。 ・現任研修を修了しなかった場合は、5年度目の年度末以降、相談支援専門員の資格を失効してしまいます。

(5) 児童指導員（札幌市児童福祉法施行条例第 195 条の要件を満たす者）

（児童指導員の資格）

第 195 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法に基づく大学（旧大学令に基づく大学を含み、短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者
- (6) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校卒業等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(6) 社会福祉主事任用資格者

社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者

1	学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ・大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者
2	都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ・全社協中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程、日本社会事業大学通信教育科 通信1年 ・指定養成機関を修了 22科目1,500時間 ・都道府県等講習会 19科目279時間
3	社会福祉士
4	厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
5	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの ・精神保健福祉士 ・学校教育法に基づく大学において、法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者

(※) 社会福祉事業及び児童福祉事業

社会福祉事業とは、社会福祉法第 2 条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

また、児童福祉事業とは各号の下に「児」を付したものをいう。

(第一種社会福祉事業)

1	生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
---	--

2 「児」	児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
3	老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設を経営する事業
5	削除
6	売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
7	授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

(第二種社会福祉事業)

1	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
1の2	生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
2 「児」	児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
2の2 「児」	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業
2の3	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に規定する養子縁組あっせん事業
3	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業
4	老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
4の2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
5	身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福

	祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に應ずる事業
6	知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に應ずる事業
7	削除
8	生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
9	生計困難者のために、無料又は低額な料金を診療を行う事業
10	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
11	隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金をこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
12	福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に應じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）
13	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

（社会福祉事業に含まれないもの）

1	更生保護事業法に規定する更生保護事業
2	実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業
3	社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
4	第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの
5	前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

6 他法令の遵守について

（1）有償運送サービスに関すること（道路運送法）

- ・居宅介護等事業所が車両を使用してサービスを提供する場合、届出が必要となります。
- ・営利法人が有償運送サービスを行う場合は、一般旅客自動車運送事業となります。

【問合せ先：北海道運輸局札幌運輸支局 TEL011-731-7167】

- NPO 法人等の非営利法人が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車を使用して行う場合は、福祉有償運送となります。

【問合せ先：障がい福祉課事業管理係 TEL011-211-2936】

(2) 建築に関すること（建築基準法、札幌市福祉のまちづくり条例等）

- 新築や既存の建物を使用して事業を開始する場合、建築基準法の要件を満たす必要があります。
- 事業所の床面積が200㎡を超える場合は用途変更の手続きが必要となります。

【問合せ先：建築指導部建築確認課 TEL011-211-2846】

- 公共的施設の新設等を行う場合、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守する必要があります。

【問合せ先：建築指導部建築安全推進課 TEL011-211-2867】

(3) 開発許可等に関すること（都市計画法等）

事業を開始したい土地が、都市計画法に規定される市街化調整区域（市街化調整区域内では建築物の建築はできない）に該当していないかどうか確認する必要があります。

【問合せ先：都市計画部都市計画課 TEL011-211-2506】

(4) 消防に関すること（消防法及び札幌市火災予防条例）

- 事業を開始したい建物が、消防法に違反していないかどうか確認する必要があります。
- 建物の使用を始める場合、使用を開始する4日前までに「防火対象物使用開始（内容変更）届出書」を消防署に届出する必要があります。

【問合せ先：各消防署 予防課 TEL以下のとおり】

所管	電話番号
中央消防署 予防課	011-215-2120
北消防署 予防課	011-737-2100
東消防署 予防課	011-781-2100
白石消防署 予防課	011-861-2100
厚別消防署 予防課	011-892-2100
豊平消防署 予防課	011-852-2100
清田消防署 予防課	011-883-2100
南消防署 予防課	011-581-2100
西消防署 予防課	011-667-2100
手稲消防署 予防課	011-681-2100

(5) 労働に関すること（労働基準法、労働安全衛生法等）

- 使用者は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはなりません。
- 使用者は、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を与えなければなりません。
- 使用者は、少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えなければなりません。
- 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、労働者一人について、10m³以上としなければなりません。

従業者を雇用した場合、年金事務所、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）等への手続きや届出が必要となります。各種法令違反とならないようにしてください。

【問合せ先：労働局又は労働基準監督署】

(6) 食品に関すること（食品衛生法及び札幌市食品衛生法施行条例）

飲食店、弁当屋、食品販売店等の食品関係営業を行う場合、法律や条例で定められた業種については許可又は登録が必要となります。

【問合せ先：各区の保健センター 健康・子ども課
又は札幌市保健所 食の安全推進課】

(7) 古物商に関すること（古物営業法）

リサイクルショップやネットオークション等で中古品売買を行う場合、古物営業許可の申請が必要な場合があります。

【問合せ先：各警察署 生活安全課】

(8) 農業に関すること（農地法及び農業経営基盤強化促進法）

農地を耕作するために売買又は貸借する場合、手続きが必要な場合があります。

【問合せ先：札幌市農業委員会 TEL011-211-3636】

四 指定後の届出について

1 変更届

指定に係る以下の内容に変更が生じた場合には、10日以内にその旨を届け出なければなりません。

ただし、基準の確認や関係機関への周知が必要な項目については、事前の届出が必要となりますので、別途、ホームページに掲載している「変更届に係る提出書類チェック表」によりご確認ください。

変更があった事項	備考
事業所の名称及び所在地	
申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名	
申請者の定款若しくはその登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	※「定款等」は就労継続支援A型のみ
事業所の種別（併設型・空床型）	短期入所のみ
事業所の平面図及び設備の概要	
事業所の管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	
運営規程	
協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	
関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要	共同生活援助のみ

2 廃止・休止・再開届

①事業を廃止又は休止しようとするときは、1か月前までに以下の事項を届け出なければなりません。

- ・廃止又は休止しようとする年月日
- ・廃止又は休止しようとする理由
- ・現にサービスを受けている者に対する措置
- ・休止しようとする場合は、休止の予定期間

※休止の予定期間を超えて休止する場合は、再度休止届が必要となります。

②休止した事業を再開するときは、1か月前までにその旨を届け出なければなりません。

3 報酬算定等に係る体制等届出書

報酬算定等に係る体制等に変更が生じた場合には、以下のとおり届け出ることにより算定の開始時期が異なります。

- ① 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員特定処遇改善加算
：届出月の翌々月から適用
- ② 食事提供体制加算：届出日以降の申出日から適用可
- ③ 上記以外：毎月15日以前の届出⇒翌月から適用
毎月16日以降の届出⇒翌々月から適用

4 業務管理体制整備に関する届出

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を事業者に義務づけ、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と障害福祉サービス等の運営の適性を図ります。

1～4の届出様式や提出期限等については、「障害福祉サービス事業者等指定に係る変更等の手引き」をご確認ください。

5 更新申請

- ・指定の有効期間は6年間です。
- ・6年ごとに指定の更新を受けなければ、その期間の経過によって指定の効力を失います。

「指定更新の手引き」をご確認ください。

6 福祉・介護職員処遇改善（特別）計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善加算計画書

- ・加算を取得しようとする事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日（福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、令和元（2019）年度にあっては8月末日）までに、事業所又は事業者（法人）ごとに提出する必要があります。
- ・年度の途中で加算を取得しようとする事業者等は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに提出する必要があります。

7 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算実績報告書、福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算および福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定している事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日（7月末）までに、実績報告書を提出する必要があります。

※実績報告書が提出されない場合、不正請求として返還していただく場合があります。

8 工賃実績報告書

就労継続支援（A型、B型）事業者は、前年度の工賃実績を報告する必要があります。

五 指導・監査

障害福祉サービス事業者等に対し、サービス等の取扱い及び介護給付費等に係る費用の請求等に関する基準等について周知徹底させることを目的として指導監査を実施します。

指導形態は以下のとおりです。

- (1) 集団指導
必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- (2) 実地指導
指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

六 関連ホームページ

・厚生労働省

（障害福祉サービス等）

障害者自立支援法のあらし、WAM NET、福祉・介護人材の処遇改善事業、障害福祉サービス等に関するQ&A等が掲載されています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha_hukushi/service/index.html

（障害児支援施策）

障害児支援施策の概要、放課後等デイサービスガイドライン等が掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定について、2019 年度障害福祉サービス等報酬改定について）

改定の概要、告示、通知・事務連絡（報酬改定 Q&A を含む。）等が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_ahukushi/index.html

- 国民健康保険団体連合会

インターネット請求の手引き、各種帳票と記載例、請求情報に対する点検処理等が掲載されています。

<http://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/category/6.html>

- 元気さーち

札幌市内の障害福祉サービス事業所等の空き情報を検索できるほか、各事業所の詳細情報も閲覧することができます。

本ホームページは、可能な限り新しい情報を掲載するため、各事業所が自事業所の情報を入力し、随時更新していく仕組みを採用しており、運用に当たっては事業所の皆様のご協力が不可欠です。

指定内容と異なる情報や閲覧者の誤解を招くような情報を入力することのないようご留意願います。

<http://www.sapporo-akijoho.jp/>

- 自己点検表

事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検を行うことができるものとなっています。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

- 北海道サービス管理責任者研修、北海道児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者研修〔サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け研修〕

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/sabikan/boshyu.htm>

- 相談支援従事者研修について

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/caremane/caremane.htm>

- 障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET（ワムネット））

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

提出する申請書・付表様式一覧チェック表(障害福祉サービス(共生型))

<p>・○のついているものは指定を受ける際に必ず必要なものです。△のついているものは申請内容によっては必要なものです。</p> <p>(凡例)</p> <p>●…写し不可</p> <p>■…原本不可</p> <p>▲…原則は原本。但し、写しでも可</p> <p>◆…申請者作成書類で、押印が不要な書類</p>		共生型 訪問介護	共生型 居宅介護	共生型 短期入所	共生型 生活介護	共生型 自立訓練 (機能訓練)	共生型 自立訓練 (生活訓練)
様式第1号	指定申請書	○	○	○	○	○	○
申請書の別紙	提出する申請書・付表様式一覧チェック表	○	○	○	○	○	○
付表1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所・行動援護事業所の指定に係る記載事項	○					
付表2	療養介護事業所の指定に係る記載事項						
付表3	生活介護事業所の指定に係る記載事項				○		
付表3-2	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項				△		
付表4	短期入所事業所の指定に係る記載事項		○				
付表5	重度障害者等包括支援事業所の指定に係る記載事項						
付表6	共同生活援助事業所(グループホーム)の指定に係る記載事項						
付表6-2	一体的に実施する従たる共同生活援助事業所(グループホーム)の指定に係る記載事項						
付表7	施設入所の指定に係る記載事項						
付表8	自立訓練(機能訓練)事業所の指定に係る記載事項					○	
付表8-2	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項					△	
付表9	自立訓練(生活訓練)事業所の指定に係る記載事項						○
付表9-2	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項						△
付表10	就労移行支援事業所の指定に係る記載事項						
付表10-2	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項						
付表11	就労継続支援(A型・B型)事業所の指定に係る記載事項						
付表11-2	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項						
付表12	指定障害福祉サービス事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項(総括表)						
▲添付資料	定款・寄附行為等及び法人の登記事項証明書又は条例等(※定款・寄附行為等は就労継続支援A型のみ)	△	△	△	△	△	△
▲添付資料 参考資料1	平面図、写真及び事業所の位置がわかる地図	△	△	△	△	△	△
■添付資料	介護保険サービス事業者指定通知書の写し	○	○	△	○	○	○
▲添付資料	寝台及びびザーの配置場所がわかるもの(写真等)		○				
◆添付資料 参考資料2	経歴書(管理者・サ責・サビ管・行動援護従業者)	△	△	△	△	△	△
◆添付資料	運営規程	○	○	○	○	○	○

提出する申請書・付表様式一覧チェック表(障害福祉サービス(共生型))

<p>・○のついているものは指定を受ける際に必ず必要なものです。△のついているものは申請内容によっては必要なものです。</p> <p>(凡例)</p> <p>●…写し不可</p> <p>■…原本不可</p> <p>▲…原則は原本。但し、写しでも可</p> <p>◆…申請者作成書類で、押印が不要な書類</p>		度訪問介護	共生型居宅介護	共生型短期入所	共生型生活介護	共生型自立訓練(機能訓練)	共生型自立訓練(生活訓練)
◆添付資料	授産事業会計の事業及び収支の計画書						
◆添付資料 参考資料3	利用者からの苦情解決措置の概要	△	△	△	△	△	△
添付資料 参考資料3-1	協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要(※日中サービス支援型共同生活援助のみ)						
◆添付資料 参考資料4	勤務体制・形態一覧表	○	○	○	○	○	○
◆添付資料	事業計画書及び収支予算書	○	○	○	○	○	○
◆添付資料 参考資料5	設備・備品等一覧表	○	○	○	○	○	○
■添付資料	協力医療機関との契約内容がわかるもの		△	△	△	△	△
■添付資料	協力歯科医療機関との契約内容がわかるもの						
▲添付資料 参考資料6	実務経験証明書	△		○	○	○	○
▲添付資料 参考資料7	実務経験見込証明書	△		△	△	△	△
●添付資料 参考資料8	雇用証明書	○	○	○	○	○	○
●添付資料 参考資料9	雇用確約証明書	△	△	△	△	△	△
■添付資料	サービス管理責任者研修修了証書			○	○	○	○
■添付資料	相談支援従事者初任者研修修了証書			○	○	○	○
■添付資料	介護職員基礎研修又は居宅介護従業者養成研修等の修了証書	○		△	△	△	△
■添付資料	資格証明書(看護師・社会福祉士・介護福祉士等)	△		△	△	△	△
●添付資料 参考資料11	指定障害福祉サービス事業に指定に係る誓約書	○	○	○	○	○	○
●添付資料 参考資料12	サービス管理責任者研修受講申立書			○	○	○	○
◆添付資料 参考資料13	居宅系事業所職員 一覧表	○					
■添付資料	医療機関許可証明書等						
添付資料	■賃貸借契約書(賃貸物件の場合) ▲土地・建物の登記簿謄本(申請者所有物件の場合)	○	○	○	○	○	○
■添付資料	損害賠償保険契約書	○	○	○	○	○	○
様式	事業開始届	○	○	○	○	○	○
様式第6号 その1	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	○	○	○	○	○	○
様式第6号 その2	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○	○	○	○
様式第2号	変更届出書	△	△	△	△	△	△
様式第3号	廃止・休止・再開届出書	△	△	△	△	△	△

提出する申請書・様式一覧チェック表(障がい児)

資料1-3

○のついているものは指定を受ける際に必ず必要なものです。△のついているものは申請内容によっては必要なものです。		児童発達支援センター(児童)	発達支援センター(児童以外)	医療型児童発達支援センター	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援	多機能型(通所)	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	共生型児童発達支援センター(児童発達支援センター以外)	共生型放課後等デイサービス
(凡例)												
●…写し不可												
■…原本不可												
▲…原則は原本。但し、写しでも可												
◆…申請者作成書類で、押印が不要な書類												
様式第1号	指定申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請書の別紙	提出する申請書・付表様式一覧チェック表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
付表1	児童発達支援事業(児童発達支援センター)の指定に係る記載事項	○						△				
付表2	児童発達支援事業(児童発達支援センター以外)の指定に係る記載事項		○					△			○	
付表3	医療型児童発達支援センターの指定に係る記載事項			○				△				
付表4	放課後等デイサービスの指定に係る記載事項				○			△				○
付表5	保育所等訪問支援事業所の指定に係る記載事項					○		△				
付表6	障害児通所支援事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項(総括表)							○			△	△
付表7	福祉型障害児入所施設の指定に係る記載事項								○			
付表8	医療型障害児入所施設の指定に係る記載事項									○		
付表9	居宅訪問型児童発達支援事業所の指定に係る記載事項						○	△				
▲添付資料	法人の登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
▲添付資料参考様式1	平面図、写真及び事業所の位置がわかる地図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
◆添付資料参考様式2	経歴書(管理者・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
◆添付資料	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◆添付資料参考様式3	利用者からの苦情解決措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
◆添付資料参考様式4	勤務体制・形態一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◆添付資料	事業計画書及び収支予算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◆添付資料参考様式5	設備・備品等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■添付資料	協力医療機関との契約内容がわかるもの	○	○		○		○	○	○		△	△
■添付資料	協力歯科医療機関との契約内容がわかるもの								△	△		
▲添付資料参考様式6	実務経験証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
▲添付資料参考様式7	実務経験見込証明書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
●添付資料参考様式8	雇用証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●添付資料参考様式9	雇用確約証明書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
●添付資料参考様式10	児童発達支援管理責任者研修受講申立書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■添付資料	児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修の修了証書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■添付資料	サービス管理責任者研修修了証書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
■添付資料	資格証明書(看護師・社会福祉士・介護福祉士等)	○	△	○	△	△	△	△	○	○	△	△
●添付資料参考様式12	指定障害児通所支援事業に指定に係る誓約書	○	○	○	○	○	○	○			○	○
●添付資料参考様式13	指定障害児入所施設に指定に係る誓約書								○	○		
■添付資料	医療機関許可証明書等			○						○		
添付資料	■賃貸借契約書(賃貸物件の場合) ▲土地・建物の登記簿謄本(申請者所有物件の場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■添付資料	損害賠償保険契約書			○	○	○	○	○	○	○	○	○
■添付資料	介護保険サービス事業者指定通知書の写し										△	△
様式	事業開始届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第6号その1	障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第6号その2	障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第2号	変更届出書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
様式第3号	廃止・休止・再開届出書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
様式第4号	指定辞退届出書								△	△		

※多機能型とは、児童発達支援、医療型児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援のうち2つ以上を一体的に行う事業所のこと

・○のついているものは指定を受ける際に必ず必要なものです。△のついているものは申請内容によっては必要なものです。 (凡例) ●…写し不可 ■…原本不可 ▲…原則は原本。但し、写しでも可 ◆…申請者作成書類で、押印が不要な書類		業 所 一 般 相 談 支 援 事	業 所 特 定 相 談 支 援 事	障 害 児 相 談 支 援 事	一 体 型
様式第1号	指定申請書	○	○	○	○
申請書の別紙	提出する申請書・付表様式一覧チェック表	○	○	○	○
付表1	指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項	○			△
付表2	指定特定相談支援事業所の指定に係る記載事項		○		△
付表3	指定障害児相談支援事業所の指定に係る記載事項			○	△
別紙	相談支援専門員等の兼務について	△	△	△	△
▲添付資料	法人の登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○
▲添付資料 参考様式1	平面図、写真及び事業所の位置がわかる地図	○	○	○	○
◆添付資料 参考様式2	経歴書(管理者・相談支援専門員)	○	○	○	○
◆添付資料	運営規程	○	○	○	○
◆添付資料 参考様式3	利用者からの苦情解決措置の概要	○	○	○	○
◆添付資料 参考様式4	勤務体制・形態一覧表	○	○	○	○
◆添付資料	事業計画書及び収支予算書	○	○	○	○
▲添付資料 参考様式5	実務経験証明書	○	○	○	○
▲添付資料 参考様式6	実務経験見込証明書	△	△	△	△
◆添付資料 参考様式7	設備・備品等一覧表	○	○	○	○
●添付資料 参考様式8	雇用証明書	○	○	○	○
●添付資料 参考様式9	雇用確約証明書	△	△	△	△
■添付資料	資格証明書(看護師・社会福祉士・介護福祉士等)	○	○	○	○
■添付資料	相談支援従事者初任者研修等修了証書	○	○	○	○
●添付資料 参考様式11	指定一般相談支援事業所の指定に係る誓約書	○			△
●添付資料 参考様式12	指定特定相談支援事業所の指定に係る誓約書		○		△
●添付資料 参考様式13	指定障害児相談支援事業所の指定に係る誓約書			○	△
添付資料	■賃貸借契約書(賃貸物件の場合) ▲土地・建物の登記簿謄本(申請者所有物件の場合)	○	○	○	○
■添付資料	損害賠償保険契約書	○	○	○	○
様式	事業開始届	○	○	○	○
様式第6号 その1	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書		○	○	○
様式第6号 その2	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表		○	○	○
様式第2号	変更届出書	△	△	△	△
様式第3号	廃止・休止・再開届出書	△	△	△	△

運営規程に最低限定めなければならぬ事項

札幌市障がい保健福祉部

サービス（注 1）	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）	短期入所	共同生活援助	地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 障害児相談支援	児童発達支援 放課後等サ ービス
1 事業の目的及び運営の方針	○	○	○	○	○	○
2 従業者の職種、員数及び職務の内容	○	○	○	○	○	○
3 営業日及び営業時間	○	○	○	○	○	○
4 利用定員	○	○（注 7）	○（注 10）	○（注 11）	○	○
5 サービス（※）の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額（注 2）	○（注 6）	○	○	○（注 12）	○（注 13）	○
6 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第 192 条第 3 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間	○	○（注 8）	○	○	○	○
7 通常の事業の実施地域（注 3）	○	○（注 9）	○	○	○	○

※「サービス」にはそれぞれのサービス名称を規定する。

サービス（注1）	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）	短期入所	共同生活援助	地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 障害児相談支援	児童発達支援 放課後等デイサービス
8 サービス利用に当たっての留意事項		○	○	○		○
9 緊急時等における対応方法	○	○	○	○		○
10 非常災害対策		○	○	○		○
11 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（注4）	○	○	○	○	○	○
12 虐待の防止のための措置に関する事項（注5）	○	○	○	○	○	○
13 その他運営に関する重要事項	○	○	○	○	○	○

【解釈通知に規定されている留意事項】

注1 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。

注2 支給決定障害者等から受領する費用の額とは、サービスに係る利用者負担額のほかに、基準により支払を受けることが認められている費用の額を指す。

注3 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。

注4 障がい種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの提供に当たっては、利用者の障がい特性に応じた専門性に十

分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障がい種別により「主たる対象者」を定めることができる。この場合、当該対象者から利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なくサービスの提供を拒んではいならない。

注5 利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図られるための必要な措置(具体的には、ア. 虐待の防止に関する責任者の選定 イ. 成年後見制度の利用支援(児童発達支援及び放課後等デイサービスを除く) ウ. 苦情解決体制の整備 エ. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等)について定めること。

注6 「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、通院介助、家事援助、通院等のための乗車又は降車の介助(以下「通院等乗降介助」という。)のサービスの内容を指す。

注7 利用定員は、事業所において同時にサービスの提供を受けられる利用者の数の上限をいう。

なお、複数のサービスの単位が設置されている場合には、当該サービスの単位ごとに利用定員を定める必要がある。

注8 指定就労継続支援A型事業において実施する主な生産活動の内容、生産活動に係る労働時間又は作業時間を明記すること。また、生産活動により利用者に支払う賃金及び工賃の月給、日給又は時間給を明記すること。なお、労働時間及び賃金の月給、日給又は時間給は、就業規則と同様の記載とすることができる。

注9 利用者が自ら通うことを基本としているが、障がいの程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑なサービスの利用が図られるよう、事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要がある。

注10 空床利用型事業所を除く短期入所事業所においては、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。

注11 入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならない。

なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるので、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。

注12 指定共同生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。

注13 「サービスの内容」については、相談支援の提供方法(相談を受ける場所、課題分析の手順等)及び内容を記載すること。

多機能型に関する特例

定義・・・

多機能型事業所とは、

- ・(障害者総合支援法に基づく)指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び就労継続支援B型
- ・(児童福祉法に基づく)指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の事業のうち、2以上の事業を一体的に行うことをいう。

<障害者総合支援法に基づくサービスを2以上行う場合の人員・運営基準の特例>

従業員 の 兼 務	従業員(管理者、サービス管理責任者を除く。)間での兼務はできないため、各指定障害福祉サービスごとに必要な従業員の員数を確保すること。
人 員 基 準	<p>サービス管理責任者</p> <p>多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、利用者の合計の区分に応じ以下のとおりとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合 1人以上</p> <p><input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合 1人に60を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上</p>

<p style="text-align: center;">運 営 基 準</p>	<p>利用定員</p> <p>一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（宿泊型自立訓練の利用定員は除く。）の合計が20人以上である場合は、各事業の利用定員を以下に掲げる人数とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生活介護 6人以上 • 自立訓練（機能訓練） 6人以上 • 就労移行支援 6人以上 □ • 自立訓練訓練（生活訓練） 6人以上 <p>（宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合は別途基準あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 就労継続支援A型 10人以上 • 就労継続支援B型 10人以上
	<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> □ サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 □ ただし、訓練・作業室については、各指定障害福祉サービスごとに設置すること。

＜児童福祉法に基づくサービスを2以上行う場合の人員・運営基準の特例＞

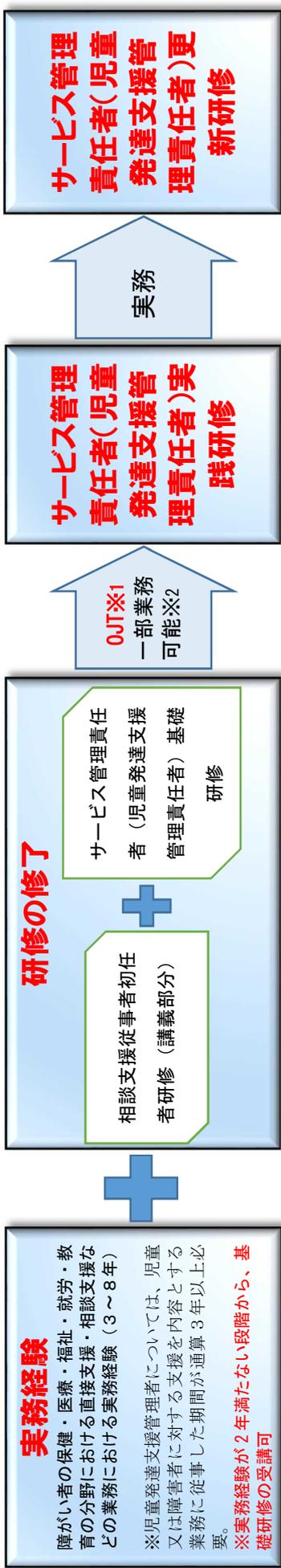
人員基準	従業者	利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能事業所におくべき常勤の従業者の員数は、各サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず1人以上とすること。 児童福祉法に基づくサービス事業については、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数を確保したうえで、従業者の兼務が可能である。
	常勤の従業者	
運営基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用定員は、すべての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。 <input type="checkbox"/> 主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所の場合は5人以上とすることができる。
	設備	<input type="checkbox"/> サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

＜障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ1以上行う場合の人員・運営基準の特例＞

人員基準	
常勤の従業員	<p>利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能事業所におくべき常勤の従業員の員数は、各サービスごとにおくべき常勤の従業員の員数にかかわらず1人以上とすること。</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員（管理者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者間を除く。）間での兼務はできないため、各サービスごとに必要な従業員の員数を確保すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、各指定障害福祉サービス事業の利用定員の合計数が19人以下の場合は、サービス管理責任者とその他の従業員との兼務が可能である。なお、児童福祉法に基づくサービス事業間については、従業員の兼務が可能である。</p> <p><input type="checkbox"/> なお、児童福祉法に基づくサービス事業間については、従業員の兼務が可能である。</p>
従業員 の兼務	<p>多機能型事業所におくべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、利用者の合計の区分に応じ以下のとおりとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合 1人以上</p> <p><input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合 1人に60を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上。</p> <p><input type="checkbox"/> なお、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は兼務が可能である。</p>
サービス管理責任及び児童発達支援管理責任者	<p>多機能型事業所におくべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、利用者の合計の区分に応じ以下のとおりとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合 1人以上</p> <p><input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合 1人に60を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上。</p> <p><input type="checkbox"/> なお、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は兼務が可能である。</p>

<p>運営基準</p>	<p>利用定員</p> <p>一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（宿泊型自立訓練の利用定員は除く。）の合計が20人以上である場合は、各事業の利用定員を以下に掲げる人数とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生活介護 6人以上 • 自立訓練（機能訓練） 6人以上 • 就労移行支援 6人以上 □ • 自立訓練訓練（生活訓練） 6人以上 （宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合は別途基準があります） • 就労継続支援A型 10人以上 • 就労継続支援B型 10人以上 • 児童発達支援 5人以上 • 医療型児童発達支援 5人以上 • 放課後等デイサービス 5人以上
<p>設備</p>	<p>□ サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p> <p>□ ただし、訓練・作業室については、各指定障害福祉サービスごとに設置すること。</p>

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件



※1 OJT オン・ザ・ジョブ・トレーニング。実際の職務現場において、業務を通して行う教育訓練のことをいいます。部下が職務を遂行していく上で必要な知識やスキルを、上司や先輩社員などの指導担当者が随時与えることで、教育・育成する方法

※2 既にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が1名配置されている場合は、基礎研修修了者を、2人目以降のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として配置可とする。個人に、個別支援計画原案の作成を可能とする。

※サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）実践研修を受講するためには、基礎研修受講後、**過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験**が必要。

※サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）更新研修を受講するためには、実践研修受講後、**過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験**がある、又は**現にサービス管理責任者等として従事している**ことが必要。

※サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）研修（基礎研修・実践研修・実地研修・更新研修）については、児童発達支援管理責任者（サービス管理責任者）研修の同等の研修の受講をもって要件を満たしていることとできる。

※平成30年度までのサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）研修の既受講者は、新制度の研修の修了者とみなすことができ、令和5年度末までに更新研修修了者となる必要がある。

※令和3年度末までに基礎研修修了者となった者で、実務経験を満たしている者はサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）とみなす。ただし、基礎研修修了者となった日から3年以内に実践研修を受講し、実践研修修了者となることを要する。

サービス管理責任者の要件となる実務経験年数について

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号)

業務の範囲	業務内容		実務経験年数
障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	1	ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	5 年以上
		イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
		カ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 a 社会福祉主事任用資格者 b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる者（訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者） c 4 に掲げる資格を有する者並びにアからオまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が 1 年以上の者	
直接支援の業務	2	ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床その他これらに準ずる施設の従業者	8 年以上
		イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者	
		ウ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
		エ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項に規定する子会社、同法第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
		オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
有資格者	3	上記 2 のうち次の(1)～(5)に該当する者 (1)社会福祉主事任用資格者 (2)訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員	5 年以上
		4 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	

※相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

※直接支援の業務とは、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。

※ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年当たり 180 日以上あることをいう。例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることをいう。

※表中「有資格者」のうち、4 に掲げる有資格者について、必要な実務経験年数は「1 から 3 までの期間が通算して 3 年以上」かつ「4 の期間が通算して 3 年以上ある者」とされているが、「1 から 3 の業務に従事していた期間」と「4 の業務に従事していた期間」が重複している場合は、いずれの期間にもカウントできるものとする。例えば、4 の有資格者が 2 の業務に 3 年間携わっていた場合、「1 から 3 の業務に従事していた期間」が 3 年、同時に「4 の業務に従事していた期間」も 3 年となり、4 の実務経験年数を満たしたことになる。

※基礎研修は実務経験者となるために必要な年数に達するまでの期間が 2 年以内で受けることができ、当該研修の課程を終了した旨の証明書を受けた者は 2 人目のサービス管理責任者として配置することができる。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験年数について

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号）

業務の範囲	業務内容		実務経験年数
障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	1	ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	5 年以上
		イ 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		ウ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		オ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
		カ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 a 社会福祉主事任用資格者 b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる者（訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者） c 4 に掲げる資格を有する者並びにアからオまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が 1 年以上の者	
直接支援の業務	2	ア 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床その他これらに準ずる施設の従業者	8 年以上
		イ 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者	
		ウ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
		エ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項に規定する子会社、同法第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
		オ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
有資格者	3	上記 2 のうち次の(1)～(5)に該当する者 (1)社会福祉主事任用資格者 (2)訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員	5 年以上
		4 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	

※相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

※直接支援の業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。

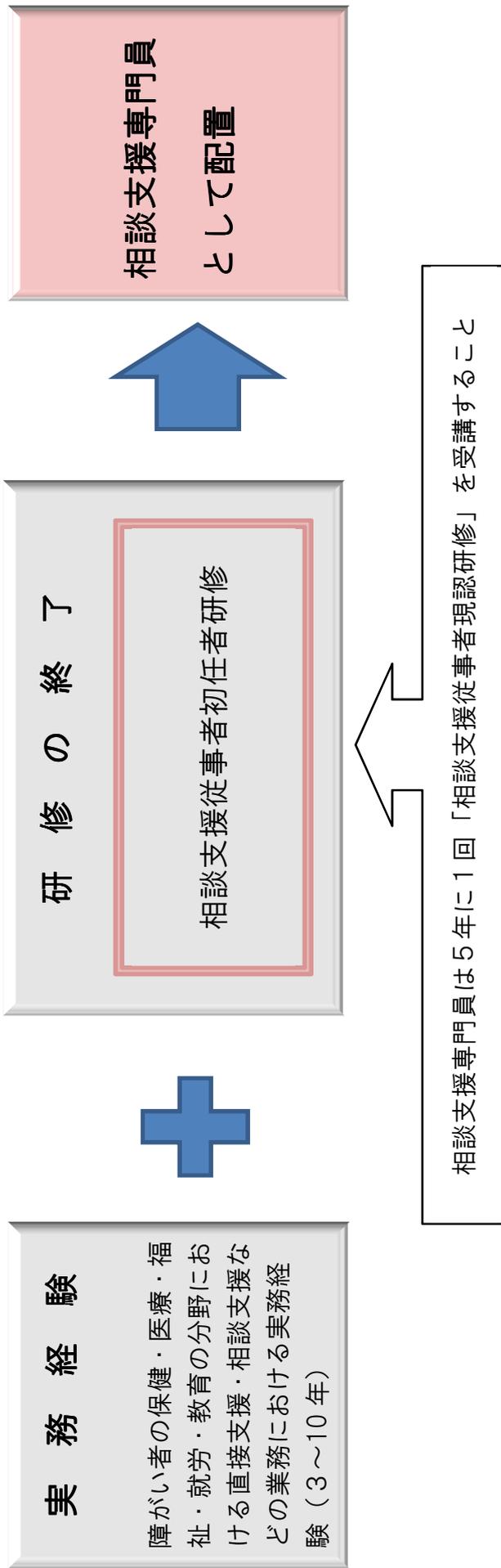
※ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年当たり 1 8 0 日以上あることをいう。例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 9 0 0 日以上であることをいう。

※表中「有資格者」のうち、4 に掲げる有資格者について、必要な実務経験年数は「1 から 3 までの期間が通算して 3 年以上」かつ「4 の期間が通算して 5 年以上ある者」とされているが、「1 から 3 の業務に従事していた期間」と「4 の業務に従事していた期間」が重複している場合は、いずれの期間にもカウントできるものとする。例えば、4 の有資格者が 2 の業務に 5 年間携わっていた場合、「1 から 3 の業務に従事していた期間」が 5 年、同時に「4 の業務に従事していた期間」も 5 年となり、4 の実務経験年数を満たしたことになる。

※実務経験年数のうち「児童又は障がい者に対する支援を内容とする業務に従事した期間が通算 3 年以上」あることが要件とされている。

※基礎研修は実務経験者となるために必要な年数に達するまでの期間が 2 年以内で受けることができ、当該研修の課程を終了した旨の証明書を受けた者は 2 人目の児童発達支援管理責任者として配置することができる。

相談支援専門員の要件



業務の範囲	対象となる事業・業務等	経過年数
<p>① 相談支援業務</p> <p>※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務</p>	<p>平成18年10月1日において現に下記に掲げる事業に従事する者が、平成18年9月30日までに従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>ロ 精神障害者地域生活支援センター</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場</p> <p>ハ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所</p> <p>ニ 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を完了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 国家資格等(※1)を有している者</p> <p>(4) 上記イからハに掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上である者</p> <p>ホ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター</p> <p>ヘ 盲学校、聾学校、養護学校</p> <p>イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイビスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業</p> <p>ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所</p> <p>次のいずれかに該当する者が、上記②のイからハに掲げる業務に従事する場合</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を完了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 児童指導員任用資格者</p> <p>(4) 保育士</p> <p>(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p> <p>国家資格等(※1)に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記の①及び②に掲げる業務に従事する場合</p>	<p>通算して3年以上</p> <p>通算して5年以上</p> <p>通算して10年以上</p>
<p>② 直接支援業務</p> <p>※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務</p> <p>③ 有資格者</p>	<p>イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイビスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業</p> <p>ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所</p> <p>次のいずれかに該当する者が、上記②のイからハに掲げる業務に従事する場合</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を完了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 児童指導員任用資格者</p> <p>(4) 保育士</p> <p>(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p> <p>国家資格等(※1)に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記の①及び②に掲げる業務に従事する場合</p>	<p>通算して3年以上</p> <p>通算して5年以上</p> <p>通算して10年以上</p>

(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2) 「1年以上」→業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上